

LIBRA

2023年 3月号

〈特集〉

消費税インボイス制度導入の意義と実務対応

〈インタビュー〉

柳澤管楽器株式会社 代表取締役社長 柳澤信成さん

〈クローズアップ〉

2022年度 理事者の1年



リブラギャラリー

旅の思い出



(カッコいい「おっさん」が大活躍する) 某ジブリアニメ主人公の秘密基地のモデルとも噂される、ザキントス島ナヴァイオ海岸(ギリシャ)です。同海岸以外には特に見どころもないイオニア海の小島に、当会のS会員(修習同期)と共に「おっさん二人旅」をしたのは、既に3年半前のこと。コロナ禍前は、毎年のように「旅」をしては、「思い出」を積み重ねていた訳です。今年こそは、また「旅」に出られると良いのですが…。

会員 酒井 昌弘 (69期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年3月号

特集

02 消費税インボイス制度導入の意義と実務対応

- | | | |
|---|--------------------|-------|
| 1 | 消費税インボイス制度の意義と導入経緯 | 大澤康泰 |
| 2 | インボイス登録制度の概要と登録方法 | 木屋善範 |
| 3 | 物品・役務の提供側（売り手）の留意点 | 熊谷崇秀 |
| 4 | 物品・役務受領側における対応 | 水村佳和 |
| 5 | 非課税事業者・免税事業者への影響 | 藤井貴之 |
| 6 | 弁護士業務への影響 | 小田島良磨 |

インタビュー

18 柳澤管楽器株式会社 代表取締役社長 柳澤信成さん

クローズアップ

22 2022年度 理事者の1年～座談会～

ニュース&トピックス

- 28 ・「暴力追放特別功労賞」受賞のご報告
- ・2023年度 東弁役員等選挙
- ・PRIDE指標2022受賞報告

連載等

- 31 監事室から：一年間お世話になりました 鈴木 剛
刺激的です 西川一八
- 32 常議員会報告（2022年度 第8回／第9回／第3回臨時）
- 38 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告
「障害のある裁判員（候補者）に対する裁判所の取組み」について 井上 寛
- 39 人権問題最前線
第16回 児童養護施設における子どもの人権保障の実現を求めて 吉川由里
- 40 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第6回 国家公務員法弾圧・堀越事件 菊池 紘
- 42 クローズアップ刑弁
第3回 公判前整理手続を活用する 坂本一誠
- 44 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第14回 東京弁護士会の前進 増岡研介
- 45 役立つ！会務活動
vol.4 備えあれば憂いなし 加藤滉樹
- 46 東京弁護士会の「同好会制度」
vol.6 オペラ愛好会 "La Campanella" 田島正広
- 48 わたしの修習時代：楽しかった修習時代 41期 綾 克己
- 49 74期リレーエッセイ：弁護士登録1年目を振り返って 鏡 由暢
- 50 心に残る映画：『天気の子』 豊崎寿昌
- 51 コーヒーブレイク：手しごと（物作り） 横山正夫
- 52 75期 新入会員 名簿
- 54 会長声明
- 63 インフォメーション

消費税インボイス制度 導入の意義と実務対応

間もなく始まる消費税インボイス制度。昨年夏ごろからメディアなどで取り上げられることが多くなり、主としてフリーランスの個人事業者などから、制度導入を不安視する声が上がることになりました。弁護士も例外ではありません。「今まで免税事業者だったけど、消費税を納めなければならなくなるの?」、「課税事業者として登録しないと、どんなデメリットがあるの?」、「共同受任の場合は誰が消費税を払うの?」などなど、疑問が膨らむばかり。

今回の特集では、税務特別委員会の皆さまに、制度の意義・導入経緯から始まり、適格請求書発行事業者の登録方法、登録した場合もしくは登録しな

かった場合のメリット・デメリット、弁護士業務への影響まで、詳しく解説いただきました。実務にお役立ていただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 坂 仁根

CONTENTS

1 消費税インボイス制度の意義と導入経緯	2 頁
2 インボイス登録制度の概要と登録方法	4 頁
3 物品・役務の提供側(売り手)の留意点	6 頁
4 物品・役務受領側における対応	9 頁
5 非課税事業者・免税事業者への影響	13 頁
6 弁護士業務への影響	15 頁

1 消費税インボイス制度の意義と導入経緯

税務特別委員会委員長 大澤 康泰 (59 期)



インボイス制度の意義

2023年10月1日に開始されるインボイス制度とは、端的には、原則として、外部から調達した財・サービスの対価について、登録した課税事業者が発行した適格な請求書等(以下「インボイス」という)を取得・保存していない限り、消費税の申告・納税において、当該対価に係る消費税相当額(以下「仕入税額」という)の税額控除(以下「仕入税額控除」という)を受けられないものとする制度である。

登録の方法、インボイスの記載事項、必要な対応等は本特集の別章に譲り、本稿では、その導入の経緯及び影響の概要を、消費税の性質と関連づけて説明する。

消費税の性質と特徴

課税当局は、消費税を、旧物品税や酒税、たばこ税、ゴルフ場利用税等と同様の、財・サービスを消費できる能力に担税力を見いだした税であり、その実質的負担者は最終消費者であると説明しているが、一方で、事業者の納税義務が、外部に提供した財・サービスの対価のうち課税対象となるもの(以下「課税売上高」という)に係る消費税額(以下「売上税額」という)から仕入税額を控除したものについて生じる点から、事業者が外部から調達した価値と外部に提供した価値の差分*1に課税される税、即ち付加価値税であるとも説明している。何れの説明を重視するかは、

消費税法の解釈に影響を与え得る。

財・サービスが最終消費者に到達するまでの各段階における付加価値額の合計と最終消費額は概念的には一致するが、現行消費税法は、基準期間の課税売上高が5億円超または総売上高に占める割合が95%未満の事業者については仕入税額に税額控除を受けられない部分が生じ得るとし、また、基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者については、実際の仕入税額に関わらず売上税額の一定割合の税額控除を受けられる簡易課税制度の利用を認め、更に、基準期間の課税売上高が1000万円以下の事業者(かかる事業者を以下「免税事業者」という)*2については、原則として申告・納税義務を免除しているため、ある財・サービスに係る消費税納税額の合計は、その財・サービスについて最終消費者が支払った消費税相当額を超えることも下回ることもある。そして、その差異が最終消費者ではなく事業者の状況に基づいて生じることから、消費税は、事業者が、その生み出した付加価値について課される、EU諸国のそれと同様の付加価値税であり、最終消費者が財・サービスの消費について課され、事業者は代行納付を行うのみのゴルフ場利用税等に類する税ではないと理解するのが素直と考えられる(ただし、この理解には批判がある)。

所得税・法人税は、景気変動による変化が大きい所得・利益が課税標準であるため税収が安定せず(特に超過累進課税は変動が大きい)、また費用・損失(必ずしも相手方が存在する訳ではない)の恣意的な計上等による課税逃れを発見しにくい、付加価値税は、景気変動による変化が小さい付加価値額÷最終消費額が課税標準であるため税収が安定し、また事業者の仕入税額控除の申告と前段階の事業者の売上税額の申告を突合して両者の適正性を確認できるため課税逃れを発見しやすい*3*4。かかる課税当局にとってのメリットがあるため、課税当局は財源の消費税シフトを推進してきており、今回のインボイス制度導入で、その体制が一通り完成することになる。

インボイス制度導入の経緯及び意図

インボイス制度自体は、EU諸国では以前から導入されており、特に目新しいものではない。我が国でも、1987年に中曽根内閣が国会提出した売上税法案は、EC(当時)諸国に倣い、インボイス方式を組み込んだ付加価値税の導入を予定していた。これが税負担及び事務負担の増大並びに総背番号制による課税強化等を懸念した事業者側からの猛反発を受けて廃案となったため、翌年に竹下内閣は、基本構造は売上税法案と同様の付加価値税としつつも、実質的負担者が最終消費者であることを強調し、また通常の帳簿及び証憑に基づいて仕入税額控除を認める方式とした消費税法案を国会提出した。これが成立して消費税法となったが、上記の方式を取ったことから、仕入税額控除の申告と前段階の事業者の売上税額申告の突合が不完全にしかできず、また免税事業者からの調達についても仕入税額控除が可能であり、免税事業者が生み出した付加価値に課税できない(ただし、免税事業者は仕入先に支払った消費税額について税額控除や還付を受けられないから、売上税額の全てを利益としていた訳ではない)との不備が残るものであった。

今回のインボイス制度の導入は、上記の不備を是正して付加価値課税の拡充を図るものである。これにより、消費税申告の適正性が正確に確認できるようになるため、その定着以降は、EU諸国のような3種類以上の複数税率の導入も容易になると考えられる。

インボイス制度導入の影響

インボイス制度が導入されると、一般に、通常の帳簿と別に、仕入先毎・取引毎に分別して仕入税率・税額を管理する台帳等が必要となるため、事業者の事務負担は増大する。また、特に免税事業者では、その提供した財・サービスについて提供先が仕入税額控除を受けられなくなるため、その税額分の値引を要求されるか(前記の通り免税事業者は仕入税額控除

*1: 人件費や金利・配当は事業体内の配分の問題とされ、付加価値計算には算入されない。

*2: 免税事業者も申請すれば課税事業者になれる。通常そのメリットはないが、輸取出引が多かったり大型の設備投資をしたり等で仕入税額が売上税額を上回った場合には、そうすることで差額の還付を受けられる。

*3: 他に、付加価値税は引退世代にも負担を求め得るとの説明がなされることもあるが、それは所得税の一種である相続税(所得税法9条1項17号)でも実質的に同様である。

*4: なお、新古典派経済学からは、経済活動への中立性という付加価値税の優位性が説かれているが、これに対し、ケインズ派経済学からは、景気安定化効果(好景気時に大きく増税、不景気時に大きく減税)や貧富の格差の発散抑止効果(利子・配当にも課税される)という所得税・法人税の優位性が説かれている。

を受けられないため、これは免税事業者には過大な要求である)、取引を打ち切られるかのリスクが生じることになる。そのため、制度導入に当たっては、零細事業者にかかるリスクを甘受するか課税事業者となって事務負担の増大を甘受するかの二者択一を強いることになるとの批判があった。しかし、免税事業者とされる事業者は、課税事業者となっても簡易課税制度を利用でき、そうすれば上記の管理の大半は不要と

なる。そのため、多くの免税事業者は、(簡易)課税事業者となることを選択すると考えられる。

ただし、簡易課税制度では、売上額に占める仕入額の割合が所定の掛け率を上回っても、その上回る部分に係る仕入税額控除は受けられない。従って、そのような場合には、その部分について諦めるか、本則課税を選択して事務負担の増大を甘受するかの選択を強いられることになる。

2 インボイス登録制度の概要と登録方法

税務特別委員会副委員長 木屋 善範 (49期)

第1章「消費税インボイス制度の意義と導入経緯」にあるように、「インボイス制度」の開始後は、消費税の納付に際し、課税売上額にかかる消費税額から仕入れ等にかかる消費税額の控除を受けるためには、登録した適格請求書発行事業者から適格請求書等の交付を受け、それを保存しておかなければならなくなる。本章では、適格請求書発行事業者になるための登録制度について説明する。

1 適格請求書発行事業者の登録手続

(1) 登録手続の概略

適格請求書発行事業者になるには、事業者が納税地の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける必要があり、申請を受けた税務署長は登録拒否要件(消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者や納税管理人を定めなければならない事業者が、納税管理人の届出をしていないこと等がこれにあたる)に該当しない場合は、氏名又は名称及び登録番号等を適格請求書発行事業者登録簿に登録し登録を行い(登録の効力は登録された日から生じる)、登録を受けた事業者に対し登録通知書により登録番号等を通知する。

登録申請手続はe-Tax(国税電子申告・納税シス

テム)又は書面により行うことができる。

e-Taxの場合、事前に電子証明書(マイナンバーカード等)を準備し、e-Taxソフト(WEB版)(パソコンで利用可能)又はe-Taxソフト(SP版)(スマートフォンで利用可能、利用できるのは個人事業者に限る)を利用し、画面の案内に従い入力して(問答形式)、登録申請データを作成・送信することになる。又書面で登録申請書を提出する場合、郵送先は所轄税務署ではなく各国税局の「インボイス登録センター」となる。

登録されると登録番号が発行され、売手側は、これを適格請求書等に記載することになり、取引の相手方は、適格請求書等に記載された登録番号を「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に入力すれば、その請求書等を発行した事業者の氏名又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、登録年月日等が表示され、交付された請求書等が適格請求書等に該当することを客観的に確認できるようになる。

適格請求書等を発行できるようになるのは登録日以降の取引についてである。制度開始前日である2023年9月30日までに登録申請すれば、制度開始時から登録されたとみなされるが、直前に登録申請すると制度開始時まで登録番号の通知を受けられない可能性があるため留意が必要である。制度開始後は、登録申請から一定期間後(混雑状況による)に登録されることになる。

(2) 免税事業者は登録申請ができない

登録できるのは課税事業者に限られ、免税事業者は登録できず適格請求書等を発行できない。そのため登録を望む場合は、免税事業者から課税事業者に変更する手続が必要となる（その手続につき(3)アを参照）。

原則として、制度開始後は、免税事業者を含む適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは仕入税額控除ができないが、区分記載請求書等と同事項が記載された請求書等及び経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、2023年10月1日から2026年9月30日まで仕入税額相当額の80%、2026年10月1日から2029年9月30日まで仕入税額相当額の50%を控除できる経過措置が設けられた。

(3) 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合

ア 基準期間及び特定期間*1の課税売上高が1000万円以下のままである場合

免税事業者が「適格請求書発行事業者」になるには、原則として、「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出し、かつ、課税期間開始日の15日前の日までに、適格請求書発行事業者の登録を申請する必要がある（その場合、課税期間開始日に登録されたとみなされる）。ただし、2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、提出日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載した登録申請書だけを提出すれば、その登録希望日に課税事業者となり、かつ、適格請求書発行事業者となることができる。

イ 基準期間又は特定期間の課税売上高が1000万円を超えた場合

当然に課税事業者になるが、免税事業者から課税事業者となる課税期間の初日から「適格請求書発行事業者」となるには、その課税期間の初日から起算して15日前までに所轄税務署長に対し登録申請書を提出する必要がある。例えば3月決算法人であれば4月1日の15日前、3月18日が原則、申請期限になる。

(4) 新たに設立された法人等（新規開業の個人事業を含む）の登録時期の特例

事業開始日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を同課税期間末日までに提出し登載された場合、その課税期間の初日に登録を受けたとみなされる。この特例は新設合併、新設分割及び吸収合併等により適格請求書発行事業者の事業を承継した場合にも適用される。

2 適格請求書発行事業者の登録を受けた後の留意点

(1) 基準期間及び特定期間の課税売上高が1000万円以下となった場合

本来は納税義務が免除され免税事業者になるが、適格請求書発行事業者は、基準期間等の売上高が1000万円以下になった場合でも、免税事業者にならず消費税の申告は必要である。そこで登録の効力を喪失させ免税事業者になるには、所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の取消しを求める旨の届出書」（登録取消届出書）の提出が必要である。これを翌課税期間の初日から起算して15日前までに提出すれば当該翌課税期間の初日に登録の効力が失われるが、提出が14日前以降になった場合は当該翌課税期間の末日まで効力が失われない。

(2) 簡易課税制度を選択する場合

基準期間の課税売上高が5000万円以下の場合、売上に係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とする簡易課税制度の適用を受けることができる。そのために、原則としては適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があるが、免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となった場合（(3)ア参照）、登録日の属する課税期間中に、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。

*1：基準期間とは対象となる課税期間の前々事業年度（法人）又は前々年（個人事業者）のことであり、特定期間とは対象となる課税期間の前事業年度開始から6か月の期間（法人）又は前年の1月1日～6月30日（個人事業者）のことである。

3 物品・役務の提供側（売り手）の留意点

税務特別委員会委員 熊谷 崇秀 (73期)



1 変更点の概要

改正消費税法（以下「改正法」という）施行後、適格請求書発行事業者となった者は、課税資産の譲渡等*1にあたり、課税事業者である物品・役務の提供先（買い手）から適格請求書等の交付を求められた場合*2には、原則として適格請求書等を交付し、その写しを保存する義務を負う（改正法57条の4）。なお、適格請求書発行事業者以外の者であるにもかかわらず適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付した者や、適格請求書であっても偽りの記載をした書類を交付した者には罰則が科される（同57条の5、65条4号）。

以下では、最初に適格請求書等とは具体的にどのようなものか、従前の区分記載請求書等との違いは何かという点を説明し、続いて、適格請求書等の交付義務が免除される場合、代理交付・媒介者交付が認められる場合、及び、適格請求書に代えて適格簡易請求書の交付が認められる場合などの例外的な場合について説明し、最後に、複数の事業者で行う課税資産の譲渡等に係る留意点について説明する。

2 適格請求書等の交付及び保存

(1) 交付すべき適格請求書等とはどのようなものか

適格請求書等（改正法施行令70条の12第1項）とは、課税資産の譲渡等を行った場合に交付する「適格請求書」（改正法57条の4第1項）、及び、返品や値引き等により売上に係る対価の返還等*3を行う場合に交付する「適格返還請求書」（同条3項、手引き*4

p.20, p.21参照）をいう。ただし、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業については、買い手の氏名・名称の記載を省略できる「適格簡易請求書」（同条2項）の発行により「適格請求書」の発行に代えることができ（後述）、この適格簡易請求書も適格請求書等に含まれる。

なお、適格請求書等の交付に代えて、記載すべき事項に係る電磁的記録を提供してもよい（同条5項、Q&A*5問28、問55、問63参照）。

適格請求書等の様式は法令等によって定められていないため、書類の名称を問わず、また、たとえ手書きであっても必要事項の記載があれば適格請求書等に該当する（手引きp.13、通達*6 3-1前段、Q&A問25、問26参照）。一の事業者に対して適格請求書と適格返還請求書を交付する場合には、一枚の書類で交付することもできる（手引きp.21、通達3-16、Q&A問53）。また、複数の書類（又は電磁的記録）の相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書においては資産の譲渡等の具体的内容を記載せずに、資産の譲渡等の具体的内容を記載した納品書の納品書番号を引用する方法）で交付されていれば、複数の書類（又は電磁的記録）により適格請求書の要件を満たすことができる（手引きp.16、通達3-1後段、Q&A問47、問56、問63参照）。

なお、交付した適格請求書等の記載に誤りがあった場合には、修正したものを交付しなければならない（改正法57条の4第4項。手引きp.22、Q&A問29～31参照）。

*1：「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」のうち、いわゆる非課税取引でないものをいう（改正法2条1項9号、8号、6条1項）

*2：ただし、後記の適格返還請求書については、買い手からの交付の求めの有無によらず、売上に係る対価の返還等に係る税込み価格が1万円未満の場合を除き（注：本稿作成時は令和5年度税制改正の大綱段階）、交付義務がある

*3：返品だけでなく、値引きや割戻し（いわゆるレポート）支払も含まれる（改正法57条の4第3項柱書括弧書、38条1項）

*4：国税庁ウェブサイト：（令和4年9月）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き

*5：国税庁ウェブサイト：インボイス制度に関するQ&A

*6：国税庁ウェブサイト：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（いわゆるインボイス通達）

(2) 適格請求書等の記載内容の例

以下の請求書例で説明する。

請求書 (株)〇〇御中 請求金額(税込) 60,195円 取引年月日 11/2 品名 トマト※ 数量 83 単価 167 税抜金額 13,861 消費税額 1,108 税込金額 14,969 11/2 品名 ビーマン※ 数量 197 単価 67 税抜金額 13,199 消費税額 1,055 税込金額 14,254 11/15 品名 花 数量 57 単価 77 税抜金額 4,389 消費税額 438 税込金額 4,827 11/15 品名 鉄道交通費 数量 - 単価 - 税抜金額 - 消費税額 - 税込金額 26,145		請求書 △△商事(株) 登録番号 T012345...
××年11月30日		※は軽減税率対象
税込合計 60,195円		消費税 4,979円
8%対象税込計(内税) 29,223円 10%対象税込計(内税) 30,972円		消費税 2,164円 消費税 2,815円

(図は手引き p.14 を参考に筆者が作成)

適格請求書に必要な記載事項は下記の6点である。従前の区分記載請求書等(現行消費税法30条7項, 9項, 28年改正附則34条2項)と比較すると, 下線部の記載が必要事項として追加されている(Q&A問45参照)。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名(名称)及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等の内容(譲渡対象の資産や提供された役務の内容)
- ④ ③の税抜又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名(名称)

以下, 補足する。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名(名称)及び登録番号

買い手が, 電話番号その他の記載により当該適格請求書の発行事業者を特定できるのであれば, 屋号や省略した名称などの記載でもよい(Q&A問46参照)。また, 買い手との間で, 名称と登録番号を取引先コードに紐づけた対応表を共有していれば, 当該取引先コードのみの記載でも足りる(手引き p.14, 通達 3-3, Q&A問47参照)。

- ④ ③の税抜又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

適用されない税率に関する記載は不要である。例えば, 標準税率(10%)の取引のみを行っている場合

に, あえて「8%対象 0円」「* 軽減税率対象」と書く必要はない(手引き p.13参照)。

- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

税抜又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額から計算する。個別の税抜又は税込価格から計算した額を合計する方法によることはできないので留意が必要である(手引き p.15, 改正法57条の4第1項5号, 同法施行令70条の10, 通達3-12, Q&A問48参照)。各項目別の消費税額は参考記載であり, 請求書例でも, 軽減税率対象の各項目別の消費税額の合計2,163円は, 記載すべき消費税額2,164円と一致していない。

(3) 適格請求書等の写しの保存

適格請求書発行事業者は, 交付した適格請求書等の写し又は提供したその電磁的記録を, 交付した日(又は提供した日)の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間にわたり, 納税地又はその取引に係る事務所, 事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない(改正法57条の4第6項, 同法施行令70条の13, 同法施行規則26条の8, Q&A問68~73参照)。

「写し」とは, 交付した書類そのものを複製したものに限らず, その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので, 例えば, 適格簡易請求書に係るレジのジャーナル, 複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細などの保存があれば足りる(手引き p.23, Q&A問68参照)。

電磁的記録による保存方法については, 電子帳簿保存法とも関係するため紙幅の関係上省略する(手引き p.23, p.24, Q&A問71~73参照)。

3 例外的な取扱い

(1) 適格請求書等の交付義務が免除される場合

ア 適格請求書等は仕入税額控除を行う買い手に正確な適用税率や消費税額を伝えるものであるから, 仕入税額控除を受けられない免税事業者に対する交付義務はない(改正法57条の4第1項括弧書)。

イ また, 常態的に不特定かつ多数の買い手と取引をするために適格請求書等の交付が著しく困難な

事業として限定的に列挙されている特定の事業を行う場合には適格請求書の交付義務が免除される。具体的には、3万円未満の公共交通機関による旅客運送、卸売市場・農協等でのせり・入札による媒介・取次販売（卸売市場特例・農協等特例）、3万円未満の自動販売機による販売、郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）である（手引きp.18, p.19, 改正法57条の4第1項本文但書, 同法施行令70条の9第2項, 同法施行規則26条の6, 通達3-9~11, Q&A問23, 問34~40参照）。なお、卸売市場特例・農協等特例の場合においては、委託販売の委託者である売り手には上述の通り適格請求書等の交付義務はないものの、受託者である卸売市場・農協等から買い手に交付される一定の事項が記載された書類を保存しなければ買い手において仕入税額控除ができないため（改正法30条7項, 1項, 9項4号, 同法施行令49条5項, 6項, Q&A問38, 問39参照）、買い手は実務上、売り手ではなく卸売市場・農協等に対して当該書類の交付を求めることになる。

ウ さらに、適格請求書等に記載すべき事項が記載された買い手側作成の仕入明細書等*7に対し、売り手側が内容の確認をした場合には、売り手側は適格請求書等の交付義務を尽くしたことになる（Q&A問80参照）。

(2) 適格簡易請求書の発行が認められる事業

前述の通り、一定の事業については、買い手の氏名・名称の記載を省略できる「適格簡易請求書」（改正法57条の4第2項）の発行により「適格請求書」の発行に代えることができる。具体的には、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、一部の駐車場業、及び、これらに準ずる不特定かつ多数の買い手がいる事業をいう（改正法施行令70条の11, Q&A問24, 問40参照）。

(3) 委託販売における適格請求書等の代理交付及び媒介者交付特例

委託販売の場合には、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者であるため、本来、

委託者が購入者に対して適格請求書等を交付する義務があるが、受託者が委託者を代理して委託者の氏名（名称）及び登録番号を記載した適格請求書等を交付することができる（代理交付。手引きp.25参照。事実行為の委託が許容されているものと思われる）。また、一定の要件を満たせば、受託者が自己の氏名（名称）及び登録番号により、適格請求書等を交付することができる（媒介者交付特例。手引きp.25, p.26, 改正法57条の4第7項, 同法施行令70条の12, Q&A問41, 問42, 通達3-7, 3-8参照）。

4 共有者や任意組合等による課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付

適格請求書発行事業者とそうでない者が共有する課税資産の譲渡等が行われる場合には、所有者ごと取引を合理的に区分し、適格請求書発行事業者の所有割合に応じた部分については適格請求書を交付する義務がある（手引きp.27, 通達3-5, Q&A問44参照）。

一方で、任意組合等の事業として行われる課税資産の譲渡等については、その組合員の全てが適格請求書発行事業者であり、かつ、業務執行組合員がその旨を記載した届出書を提出している場合に限り適格請求書を発行できる（手引きp.27, 改正法57条の6第1項, 同法施行令70条の14第1項, 2項, Q&A問43参照）。つまり、上記の場合とは異なり、組合員に一人でも適格請求書発行事業者でないものがいると適格請求書が発行できない。なお、上記届出書を提出して任意組合等として適格請求書等を発行する場合の記載必要事項①は、原則として組合員全員の氏名（名称）及び登録番号となるが、一部の組合員のみ氏名（名称）及び登録番号並びに当該任意組合等の名称とすることも許容される（手引きp.27, 改正法施行令70条の14第5項, Q&A問65参照）。

*7：次章「物品・役務受領側における対応」3(1)「仕入明細書等の利用」参照

4 物品・役務受領側における対応

税務特別委員会委員 水村 佳和 (73期)



本章では、インボイス制度開始後の物品・役務受領側（以下「買い手」という）の対応、具体的には課税事業者を前提に仕入税額控除について説明する。

1 インボイス制度開始後の仕入税額控除の適用要件

(1) 本則課税の場合

インボイス制度開始後に行われた課税仕入れ（改正法2条1項12号）に係る仕入税額控除の要件は、原則、以下の①及び②の保存である（改正法30条1項、同条2項、同条7項、同法施行令（以下「改正法施行令」という）50条1項）。

① 従前の区分記載請求書保存方式と同様の事項（改正法30条8項）が記載された帳簿

具体的には、i) 課税仕入れの相手方（以下「売り手」という）の氏名又は名称、ii) 課税仕入れを行った年月日、iii) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減税率の適用対象の場合は、その旨）、及びiv) 課税仕入れに係る支払対価の額である。

② 改正法30条9項各号に掲げる請求書等（以下「保存すべき請求書等」という）

具体的には、i) 適格請求書、ii) 適格簡易請求書、iii) 買い手が作成する仕入明細書その他これに類する書類（以下「仕入明細書等」という）で、売り手が買い手に交付すべき適格請求書の記載事項等を備え（改正法施行令49条4項）、売り手から確認を受けたもの（以下「保存すべき仕入明細書等」という）、iv) 卸売市場特例・農協等特例において買い手に交付すべきとされる一定の事項が記載された書類等（同条5項、同条6項、改正法施行令70条の9第2項2号イロ）、及びv) これらの電磁的記録（同令49条7項、以下「電子インボイス」という）である。

また、返品、販売奨励金等のあった場合には、適格返還請求書の交付が免除されるときを除き（前章

「物品・役務の提供側（売り手）の留意点」を参照）、適格返還請求書の保存も必要となる（改正法32条1項、38条1項、57条の4第3項、改正法施行令52条1項）。

(2) 簡易課税制度（改正法37条1項）の場合

買い手は、簡易課税制度の場合、課税売上高の一定割合に税率を乗じた額の仕入税額控除を受けられるため、前述(1)①及び②の保存を要しない（一般的義務としての帳簿の保存義務はある（改正法58条、改正法施行令71条））。そのため、買い手は、簡易課税制度を選択可能であれば、本則課税の場合と簡易課税の場合の納税額及び事務負担を勘案し、有利な方を選択すべきである。

(3) 免税事業者の場合

次章「非課税事業者・免税事業者への影響」を参照されたい。

2 取引を行うに当たっての留意点

(1) 売り手に対する確認

インボイス制度開始後、売り手が適格請求書発行事業者ではない場合、買い手は、仕入税額控除を受けられないため、取引前に売り手が適格請求書発行事業者であるかを確認すべきである。具体的には、売り手から登録番号（改正法57条の2第4項）の提供を受け、その登録番号を「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」（<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>）で検索し、公表事項（同条項、同11項、改正法施行令70条の5第1項、同2項）を確認する方法が考えられる。

また、以前から取引のある売り手が適格請求書発行事業者ではない場合、価格の見直し等を検討することになるが、その態様次第では、独占禁止法、下請法等との関係で問題となりえる（次章「非課税事業者・免税事業者への影響」3を参照）。

(2) 免税事業者からの課税仕入れについての経過措置

インボイス制度開始後、免税事業者からの課税仕入れについて、買い手は、仕入税額控除を受けられなくなるが、第2章「インボイス登録制度の概要と登録方法」1(2)後段のとおり経過措置が存在する。

3 保存すべき請求書等のやりとりに関する対応

(1) 仕入明細書等の利用

保存すべき仕入明細書等の売り手による確認方法は、買い手が売り手に仕入明細書等のデータを電子メールで送信し、売り手から確認の通知を受ける等その履歴が残る方法を用いるべきである（他の方法は、通達4-6、及び手引き31頁、32頁を参照）。

また、買い手は、適格返還請求書の記載事項等を備え、売り手から確認を受けた仕入明細書等の保存により、返品等に係る仕入税額控除を受けられる（手引き33頁）。買い手が、売り手から商品・役務を仕入れ（取引A）、同じ売り手に商品・役務を供給する（取引B）場合、一つの仕入明細書等に取引Aの保存すべき仕入明細書等の要件及び取引Bの適格請求書の要件を備えれば、その仕入明細書は、両方を兼ねることもできる（手引き34頁）。

(2) 適格請求書等の誤記又は不備への対応

買い手は、受領した適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書、及びこれらの電磁的記録（以下合わせて「適格請求書等」という）に誤記又は不備があっても、自ら修正することができない。従来認められていた一定事項の追記もできない。そのため、買い手は、次のいずれかの方法を採用ことになる（手引き22頁、30頁）。

- ① 売り手から、記載事項全てを充たす修正した適格請求書等の再交付を受ける（改正法57条の4第4項）
- ② 売り手から、当初受領した適格請求書等との関連性及び修正事項を明示した適格請求書等の交付を受ける（同条項、通達3-17）
- ③ 買い手自らが、修正した適格請求書等の記載事項を備えた仕入明細書等を作成し、売り手から確認を受ける

(3) 保存すべき請求書等に関する認識共有の重要性

保存すべき請求書等に定まった様式はないため、買い手は、売り手から交付されたものが適格請求書に必要な記載を欠く等により、仕入税額控除を受けられない可能性がある。したがって、買い手は、当該取引において何が保存すべき請求書等であるか売り手と認識を共有していくべきである。

4 保存すべき請求書等の保存

(1) 保存すべき請求書等が書類の場合

保存すべき請求書等が書類の場合、法令は、保管期間及び保管場所を除き、保存方法を定めていない（前章「物品・役務提供側（売り手）の留意点」参照）。そのため、保存のルールを定めておく必要がある。

(2) 電子インボイスの場合

電子インボイスの場合、以下のいずれかの方法により保存する必要があるため、電子インボイスを授受する可能性があれば、その準備が必要となる。

- ① 電子帳簿保存法の保存の要件（同法7条、同法施行規則4条1項各号、同規則2条2項2号、同条項1号イ、同条6項6号）に準じ、タイムスタンプ等一定の要件を備え、電子インボイスを保存する方法（改正法施行令50条1項括弧書、改正消費税法施行規則（以下「改正規則」という）15条の5第1項）
- ② 電子インボイスを印刷した書面を保存する方法（改正規則15条の5第2項）
ただし、②を選択した場合でも法人税法等他の税法との関係で、電子インボイスは、その授受が電子取引に該当し、取引関係書類等として、電子帳簿保存法の保存義務が生じうる（同法2条5号、同法7条、同法の宥恕措置については、省略する）。

5 帳簿のみの保存により仕入税額控除を受けられる取引

(1) 取引の類型及び帳簿の記載

以下の取引は、前述1(1)①の事項に加え一定の記載のある帳簿の保存のみにより仕入税額控除を受けられる（改正法30条7項括弧書、改正法施行令49条

1項1号、同令70条の9第2項1号、改正規則15条の3、同規則15条の4各号、同規則26条の6各号、通達4-8、4-9、4-10、改正法別表2第4号イ)。ただし、③から⑥は、売り手が適格請求書発行事業者である場合を除く。

① 適格請求書の交付が免除される取引（卸売市場特例・農協等特例を除く）

具体的には、i) 3万円未満の公共交通機関による旅客運送、ii) 3万円未満の自動販売機による販売、iii) 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）である。

② 適格簡易請求書の記載事項が記されている入場券等で使用の際に回収される取引

③ 古物営業を営む者からの棚卸資産に該当する古物の購入

④ 質屋を営む者からの棚卸資産に該当する質物の購入

⑤ 宅地建物取引業を営む者からの棚卸資産に該当する建物の購入

⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの棚卸資産に該当する再生資源及び再生部品の購入

⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等

また、帳簿の一定の記載は、i) 前述①から⑦のいずれか（①の場合、①i) から①iii) のいずれか）に該当する旨の記載及びii) 売り手の住所又は所在地の記載（一定の者を除く（改正法施行令49条1項1号括弧書、通達4-7））である。

従来認められていた「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、廃止される。

(2) 経過措置

買い手の基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の場合、経過措置として、インボイス制度開始から2029年9月30日まで、国内の総額1万円未満の取引について、一定の事項が記載された帳簿のみの

保存により仕入税額控除を受けられる（令和5年度税制改正大綱第二の四の1(2)）。

6 税額の計算（手引き43頁から45頁）

消費税額（国税）は、課税期間中（改正法19条1項各号）の課税売上げに係る消費税額（国税）（以下「売上税額」という）から同期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（国税）（以下「仕入税額」という）を控除*1して計算し、地方消費税額は、その計算された税額に78分の22を乗じて計算する。

(1) 売上税額の計算方式（通達3-13）

ア 総額割戻し方式（改正法45条1項）

総額割戻し方式は、売上税額計算の原則かつ従来からの方式であり、適用税率ごとの課税売上の総額をその税率で割り戻して*2課税標準額（改正法45条1項1号）を算出し、それに各消費税率（国税）（改正法29条各号）を乗じて*3算出した適用税率ごとの総売上に対する消費税額（国税）を合計*4する方式である。

課税標準額	消費税額(国税)
① 標準税率の課税売上の合計額(税込み) × $\frac{100}{110}$	× $\frac{7.8}{100}$
② 軽減税率の課税売上の合計額(税込み) × $\frac{100}{108}$	× $\frac{6.24}{100}$
売上税額の合計額=①+②	

イ 適格請求書等積上げ方式（改正法45条5項、改正法施行令62条、通達3-13）

適格請求書等積上げ方式は、交付した適格請求書及び適格簡易請求書（適用税率のみ記載されたものを除く）の写し、並びにこれらの電磁的記録（以下合わせて「消費税額記載の適格請求書等の写し」という）を保存している場合に選択できる。同方式は、消費税額記載の適格請求書等の写し記載の消費税額を積み上げた合計額に、消費税額に占める消費税（国税）の割合を乗じて計算する方式である。

* 1：100円未満切り捨て（国税通則法119条1項）
 * 2：1,000円未満切り捨て（国税通則法118条1項）
 * 3：1円未満切り捨て（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律2条1項）
 * 4：100円未満切り捨て（国税通則法119条1項）

ただし、消費税額記載の適格請求書等の写しを保存せず、保存すべき仕入明細書等を保存している場合でも、消費税額記載の適格請求書等の写しを保存しているものとして、同方式を選択できる。これは、同仕入明細書等記載の消費税額等が、売り手による確認を通じ、売り手買い手間で共有されているためである*5。

売上税額の合計額

=消費税額記載の適格請求書等の写し記載の消費税額等の合計額 $\times \frac{7.8}{100}$

なお、旧積上特例に関する経過措置は打ち切られる。

ウ 併用の可否 (通達3-13)

上記アとイの計算方式は、取引先単位、又は事業単位ごとに使い分け可能であり、併用できる。

(2) 仕入税額の計算方式 (通達4-3)

ア 請求書等積上げ方式 (改正法30条1項, 改正法施行令46条1項)

請求書等積上げ方式は、仕入税額の計算の原則であり、前述(1)イに準じて計算する方式である。ただし、前述(1)イと異なり、消費税額の記載のある適格請求書等の写しを保存している場合に限らず選択できる。なお、適用税率のみ記載された適格簡易請求書及び保存すべき請求書等の保存を要しない前述5の取引は、支払額から割り戻して消費税額を算出する*6。

イ 帳簿積上げ方式 (改正法施行令46条2項, 通達4-4)

上記アの他にも、帳簿積上げ方式も選択できる。同方式は、課税仕入れの度に消費税額を算出して*7記帳し、それを積み上げた合計額に、消費税額に占める消費税(国税)の割合を乗じる方式である。

①標準税率による課税仕入れごとの消費税額等

=同仕入れごとの支払対価の額 $\times \frac{10}{110}$ → 帳簿に記載(仮払消費税等)

②軽減税率による課税仕入れごとの消費税額等

=同仕入れごとの支払対価の額 $\times \frac{8}{100}$ → 帳簿に記載(仮払消費税等)

仕入税額の合計額=帳簿記載の消費税額の合計(①+……+②) $\times \frac{7.8}{100}$

ウ 総額割戻し方式 (改正法施行令46条3項)

仕入税額の計算における総額割戻し方式は、特例として用いることができ、前述(1)アに準じて計算を行う方式である。

エ 併用の可否 (通達4-3, 同(注))

上記アとイの計算方式は、取引先単位又は事業単位ごとに使い分け可能であり、併用できる。しかし、上記ウは、他の方式と併用できない。

(3) 売上税額と仕入税額の各計算方式の組み合わせ

売上税額と仕入税額の各計算方式の組み合わせには、制限がある。

これは、仕入税額の計算において総額割戻し方式を選択できるのは、売上税額の計算において総額割戻し方式のみを選択した場合に限るというものである(通達3-13(注)2)。この理由は、事業者が、売上税額の計算において端数処理の多い適格請求書等積上げ方式を用い売上税額を小さくしつつ、仕入税額の計算において端数処理が少ない総額割戻し方式を用い仕入税額を大きくし、計算を有利にすることを防ぐためと解される。

*5: 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」(令和4年11月改訂)問103
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>)

*6: 1円未満を端数処理する。適格簡易請求書の場合、処理方法に限定はなく(改正法施行令46条1項2号括弧書, 同令70条の10)、切り上げ可能。他方、前述5の取引の場合、切り捨て又は四捨五入(改正法施行令46条1項6号)。

*7: 1円未満は、切り捨て又は四捨五入

5 非課税事業者・免税事業者への影響

兵庫県弁護士会会員・元当会税務特別委員会委員 藤井 貴之 (66期)



本章では、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の実施によって非課税事業者・免税事業者（以下「免税事業者」という）及びその物品・役務提供先（以下「取引先」という）に生じる影響等について説明する。

1 インボイス制度の実施により生じる影響

インボイス制度の実施以降、本則課税事業者においては、免税事業者からの物品・役務の提供について仕入税額控除の適用を受けることができなくなるため、消費税の納税額が増加する（なお、簡易課税事業者はみなし仕入率によって仕入税額控除の適用を受けることができるため、適格請求書がなくとも仕入税額控除の適用を受けることができる。また、取引への影響に対する配慮からインボイス制度導入当初6年間経過措置が設けられている*1）。

このため、免税事業者には、取引先である本則課税事業者から取引条件の見直し*2を要求されたり、競合する課税事業者へ乗り換えられたりすることによって取引が縮小・廃止してしまうおそれが生じるものと考えられる*3。

免税事業者がこうした取引上の悪影響を回避するためには課税事業者になった上で適格請求書発行事業者になる必要があるが、この場合、これまで負担していなかった消費税の納税義務を負うことになる。

このように、インボイス制度の実施自体は免税事業者の税務負担を増加させるものではないが、多くの免税事業者に取引上の不利益な影響（もしくは課税事業者になることを強いられることによる税負担の増加）を生じさせるおそれがある。

2 免税事業者の対応

免税事業者の採り得る選択肢としては、以下の(1)～(3)の3つが考えられる。

- (1) 免税事業者のまま（適格請求書発行事業者として登録しない）
- (2) 本則課税事業者となる（適格請求書発行事業者として登録する）
- (3) 簡易課税事業者となる（適格請求書発行事業者として登録する）

免税事業者において、具体的にどの選択肢を採用するかは、以下の要素を考慮して判断することになると考えられる。

- ① 取引先との関係
 - 取引先が本則課税事業者であるかどうか（仕入税額控除のための適格請求書の発行を求められるかどうか）
- ② 売上高の減少のおそれ
 - 取引の見直し、縮小又は廃止のおそれがあるかどうか
- ③ 課税事業者となった場合の負担
 - 本則課税と簡易課税のそれぞれを選択した場合について、どの程度の消費税の納税義務が生じるか
 - 本則課税又は簡易課税による消費税の計算・申告等の手続を行う体制を整えることができるかどうか
 - 簡易課税制度を適用した場合に適用されるみなし仕入れ率

以下では、各選択肢のメリット及びデメリットを説明する。

*1：本則課税事業者は免税事業者（非適格請求書発行事業者）からの仕入れについて、当初3年間は支払対価の額に係る消費税相当額の80%、その後3年間は50%を仕入税額控除の対象とすることができる（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）要綱「五」[4]「[8]適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（附則第52条、第53条関係）」）。

*2：消費税相当額もしくは仕入税額控除の適用を受けることができない分に相当する金額の値引き等が想定される。

*3：なお、インボイス制度の導入以降も、免税事業者の売上先が①消費者又は免税事業者、②簡易課税事業者、③消費税が非課税とされるサービス（医療、介護、保険など）を提供している事業者等である場合は取引への影響は生じないことが想定される。

	メリット	デメリット
(1) 免税事業者のまま (適格請求書発行事業者として登録しない)	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の納税義務が免除される。 消費税額の計算や申告自体も行う必要が生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者として登録できず、適格請求書の発行ができないため、課税事業者との取引に悪影響が生じるおそれがある。 免税事業者であることを取引先等に知られてしまうことになる。
(2) 本則課税事業者となる (適格請求書発行事業者として登録する)	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書発行事業者として登録し適格請求書を発行することができるため、取引に悪影響が生じることを回避できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の納税義務が生じ、課税事業者として消費税の申告・納税等を行う必要が生じる。 消費税法令に基づき帳簿書類について原則7年間の保存義務が生じる。 適格請求書発行事業者として登録することに伴う負担が生じる。
(3) 簡易課税事業者となる (適格請求書発行事業者として登録する)	<ul style="list-style-type: none"> (2) 本則課税事業者となる場合と同様。 みなし仕入率によって仕入税額控除を行うことができるため、事務負担を軽減できる。 みなし仕入率の% (パーセント) によっては消費税の税額を減少させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 本則課税事業者となる場合と同様。 みなし仕入率の%次第で消費税の税額が増加してしまうことがある。 複数の事業を扱う事業者においては課税売上の区分計上等の事務複雑化が生じ得る。

(1) 免税事業者のまま（適格請求書発行事業者として登録しない）の場合

(1)のメリットは、インボイス制度の実施以前と同じく、基準期間の売上高が1,000万円未満である限り、消費税の納税義務が免除されることである。消費税の納税をする必要がないことはもちろん、消費税額の計算や申告自体も行う必要が生じない。

一方で、(1)のデメリットは、適格請求書発行事業者として登録できず、適格請求書の発行ができないことで取引上の不利益が生じるおそれがあることである。また、適格請求書を発行できないことで免税事業者であることを取引先等に知られてしまうことになることも想定される。

ただし、主な取引先が一般消費者や簡易課税制度を適用している課税事業者である場合、こうしたリスクは比較的低いと想定される。

(2) 本則課税事業者となる（適格請求書発行事業者として登録する）場合

(2)のメリットは、適格請求書発行事業者として登録でき、免税事業者のままであることで生じ得る取引に対する悪影響を回避できることである。

一方で、(2)のデメリットは、消費税の納税義務が生じ、課税事業者として消費税の申告・納税等を行う

必要があること（なお、本則課税の場合、売上税額の計算とは別に仕入税額の計算が必要となり、事務負担の増加は後述の簡易課税を行う場合よりも大きい）、消費税法令に基づき帳簿書類について原則7年間の保存義務が生じることである。適格請求書発行事業者として登録し、適格請求書を交付・保存等すること自体にも一定の負担が生じるものと考えられる。

なお、消費税の申告・納税等については、2022年12月23日に公表された令和5年度税制改正の大綱においては、免税事業者が課税事業者になった場合の消費税納税額を、売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置（激変緩和措置）が盛り込まれている*4。

(3) 簡易課税事業者となる（適格請求書発行事業者として登録する）場合

(3)のメリットは、本則課税事業者となる場合と同様、適格請求書発行事業者として登録でき、取引上の悪影響が生じ得ることを回避できることである。

(3)のデメリットも本則課税事業者となる場合と同様である。ただし、簡易課税事業者自身は、売上税額のみを計算すれば、それにみなし仕入率を乗じた額の仕入税額控除を受けることができる。したがって、本則課税事業者となる場合より事務負担を軽減でき、

*4：令和5年度税制改正の大綱においては、「適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とする」とにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする（「I」「四」「1」「(1)」「①」（56頁））とされている。

みなし仕入率の%（パーセント）によっては本則課税よりも税額を減少させることができる。

もっとも、みなし仕入率の%次第で逆に本則課税よりも税額が増加することもあること、複数の事業を扱う事業者においては課税売上の区分計上等の事務煩雑化が生じ得ること*5等に留意する必要がある。

3 免税事業者の取引先である課税事業者の対応

本則課税事業者は、免税事業者からの物品・役務の提供について仕入税額控除の適用を受けることができず、消費税の納税額が増加することになるため、インボイス制度実施に伴う対応を検討する必要がある*6。

この点まず、納税額が増加することを取引価格等で調整すること自体は、課税事業者と免税事業者の自由な交渉及び自主的な判断に委ねられる。もっとも、小規模事業者である免税事業者と本則課税事業者

は、情報量や交渉力の面での格差が想定されるため、取引条件の見直し*7に際して、独占禁止法、下請法、建設業法等の関連法令の規定に留意する必要がある*8。また、インボイス発行事業者登録を求めたり、インボイス発行事業者であることを契約（取引）条件としたりすることについても、独占禁止法等の関連法規の規定に抵触しないかの検討が必要であろう。なお、公正取引委員会の「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」*9においては、「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがある行為について、行為類型ごとの考え方が示されている。

なお、免税事業者は自らの仕入に係る消費税を負担しているが、それについて仕入税額控除や還付を受けることができないため、もともと取引先から受領した消費税相当額の全てを利得しているわけではない。

したがって、免税事業者が負担している自らの仕入に係る消費税の負担金額は免税事業者の取引価格に転嫁するなどして調整されるべきであると考えられる*10。

*5：2種類以上の事業を営む事業者が課税売上を事業ごとに区分していない場合には、区分をしていない部分については、当該事業のうち一番低いみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算することになる。

*6：前述のとおり、簡易課税事業者は、適格請求書なくして仕入税額控除の適用を受けることができるため、本則課税事業者に切り替える予定のない限り、仕入先が免税事業者であっても特に消費税の納税額が増加することはない。

*7：前述のとおり、消費税相当額もしくは仕入税額控除の適用を受けることができない分に相当する金額の値引き等が想定される。

*8：令和5年度与党税制改正大綱においては、「インボイス発行事業者となる免税事業者に対しては」、「制度移行に伴って小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請Gメン、相談窓口での対応等の取組みを引き続き実施し、適切に対処していく」（「第一」[5.]「(1)」(19頁))とされている。

*9：https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

*10：免税事業者である仕入先との取引条件を見直すことが適当でない場合、課税事業者としては、インボイス制度実施に伴って仕入税額控除を行うことができなくなる分に相当する金額について、本則課税事業者の販売価格等に転嫁することも検討すべきと考える。

6 弁護士業務への影響

税務特別委員会副委員長 小田島 良磨 (60期)



1 はじめに

弁護士も事業者であり、インボイス制度の対応も他章で説明したとおりとなるが、特に留意すべき点につき補足的に説明する。

なお、本章では、依頼者・顧問先等が、弁護士の

支払について仕入税額控除を受けるために適格請求書の受領保存が必要となる本則課税事業者であることを前提とする。何故なら、事業に関する依頼や相談をしていない個人（最終消費者）、免税事業者、簡易課税事業者の依頼者・顧問先等は、適格請求書の有無で課税関係に変化が生じないからである。

2 単独受任に関する留意点

(1) 顧問契約等について

適格請求書の要件を複数の書面で満たすことも認められるので、新たに締結する顧問契約書については、適格請求書発行事業者登録番号、対象期間（「毎月」等）及びその期間の金額等を記載しておけば、定額であれば、顧問先は、支払毎の振込明細書等を保存しておくだけで、顧問料について仕入税額控除を受けられる。ただし、従前の顧問契約書については、請求毎に適格請求書を発行するか、登録番号や消費税額等、適格請求書の必要的記載事項で不足しているものを顧問先に書面等で通知するかの対応が必要となる。

顧問料に従量部分がある場合には、少なくともその部分については請求毎に適格請求書の発行が必要になる。一定期間分をまとめて請求することも可能であるが、顧問先の課税期間末日をまたぐと顧問先に見積計算を行う等の手間が発生するため、経理処理の便宜のため、課税期間末日をまたがないようにする必要が出てこよう。

(2) 実費の処理について

いわゆる「実費」のうち消費税課税対象のもの（以下「課税実費」という）について、依頼者が仕入税額控除を受けるためには、①個々の課税実費の支出（郵便切手等の使用を含む）毎に依頼者自身の支出として帳簿記録し、かつ、適格請求書を要する課税実費について、実費支出先発行の依頼者宛適格請求書または弁護士宛の適格請求書の写しを付した弁護士発行の立替金精算書を取得・保存するか、②弁護士からの請求金額を帳簿記録し、弁護士発行の依頼者宛適格請求書を受領・保存するかの対応が必要となる。

弁護士側が課税実費を立替金として処理するなら①とする必要があるが、依頼者側の手間が著しいものとなることから、依頼者が課税実費の合算額を弁護士からの課税仕入として一括処理できる②が現実的な対応であろう。その場合、課税実費も報酬と併せて弁護士の課税売上として処理することになる（合計額を報酬として請求しても報酬と課税実費に区分して請求してもよい。区分する場合の記載の仕方は第3章参照。なお、弁護士の課税売上としたものについては、源泉徴収の対象ともなると解される。所得税法

基本通達204-2参照）。

課税実費を弁護士の課税売上として請求する場合、弁護士側では課税実費を課税仕入としても処理することになるが、弁護士が本則課税事業者で課税実費の支出先が適格請求書発行事業者（以下「適格事業者」という）でない事業者（以下「非適格事業者」という）の場合は、その課税実費に係る消費税額について弁護士は仕入税額控除が受けられず、また、弁護士が簡易課税事業者の場合は、課税実費に係る消費税額のうちみなし仕入率の50%を上回る部分について、弁護士は仕入税額控除が受けられない。

なお、弁護士が非適格事業者の場合、課税実費を弁護士の課税売上に含めて処理すると、依頼者は報酬どころか課税実費についても仕入税額控除を受けられないことになる。従って、この場合には、依頼者に、課税実費について前記①の立替金処理の手間を取るか、仕入税額控除を諦めるかの選択をしてもらう必要が生じると考えられる。

消費税課税対象外の裁判所手数料、登録免許税、予納郵券（郵便切手は購入時非課税、使用時に課税が原則）（消費税法6条1項、別表第24号イ（改正前別表第一4号イ））。なお、消費税法基本通達11-3-7参照）等の実費（以下「非課税実費」という）についても、それを依頼者から受領した場合には、原則として「対価として収受し又は収受すべき一切の金銭」（消費税法28条1項括弧内）として、弁護士の課税売上としなければならないと解されるが、依頼者が国又は地方公共団体に対して本来納付すべきものとされている手数料等として受領したことが明らかな場合には、弁護士の課税売上としなくてよいと解される（消費税法基本通達10-1-4。所得税法基本通達204-11も参照）。そのため、非課税実費については、立替金と明示的に区分して請求することになろう。非課税実費には適格請求書が発行されず（改正法57条の4第1項、2条1項9号）、税額控除を受ける余地もないから、依頼者としては合算額を非課税仕入として計上すれば足りる。本人訴訟等の場合でも同様の結論となるため、そのように処理しても依頼者に不利益はないと考えられる。

なお、裁判所予納金の使用分は大半が課税実費になると思われるが、裁判所は、それらに係る適格請求書や適式な立替金精算書の発行を本稿執筆時では予定していないようであり（消費税額を含む総額を裁判

所手数料と考えれば、その対応も取り得なくはない)、そうであれば仕入税額控除を受ける余地はない。予納郵券の使用分については適格請求書は不要であるが、裁判所はそれに係る明細書等の発行も予定していないようであるから、それに係る仕入税額控除を受けたいならば、記録閲覧等して使用日、内容、金額等を確認・記帳する必要がある。従って、現実的には、これらも、非課税実費と同様に、立替金として処理することになろう。

従前、弁護士側では、実費を課税実費・非課税実費に区分しないまま全部立替金として処理し、自己の課税売上・課税仕入とは処理していなかった場合も多かったと思われるので、注意が必要である。

3 共同受任について

(1) 報酬請求について

共同受任に係る報酬について、依頼者に仕入税額控除を受けさせるためには、①組合として適格請求書を発行する、②各自が報酬配分額について依頼者に適格請求書を発行する、③一人が単独名(以下「元請弁護士」という)で依頼者に適格請求書を発行する、の何れかとする必要があるが、何れにも以下の問題がある。

①は、内部的な報酬配分額を各自が課税売上に計上すれば足りるという素直な処理であるが、共同受任者全員が適格事業者である場合しか取り得ない方法で、かつ、課税庁への事前の届出が必要である。なお、この形で請求する場合、適格請求書に共同受任者全員の氏名及び登録番号を記載するか、いずれかの共同受任者の氏名及び登録番号と「〇〇弁護士」等といった組合名を記載することが必要となる。

②は、各自の課税売上が明確になって単独受任と同様に処理できるが、依頼者に、単一の案件について経理処理や監査対応を複数回行う手間、特に共同受任者に適格事業者と非適格事業者が混在する場合には、それぞれについて処理を変える手間がかかり、かつ、非適格事業者からの請求分について依頼者が仕入税額控除を受けられないという不利益が生じる。

③は、元請弁護士が単独受任した形となり、その余の弁護士の報酬は元請弁護士の課税実費としての処理となって、課税実費についての前記の説明のとおり、元請弁護士に仕入税額控除が受けられない部分

が生じることになる。

(2) 費用・課税実費について

弁護士側で、共同受任した案件に係る費用・課税実費について課税仕入として処理する場合の方法としては、(1)と概ね平行に、①支出先(適格事業者とする)から各弁護士宛に負担額に係る適格請求書を発行してもらう、②支出先から何れかの弁護士宛の適格請求書を発行してもらった上で、宛先となった弁護士が、その適格請求書の写しと添付した立替金精算書を他弁護士に発行する、または③宛先となった弁護士が、他の弁護士宛に負担額に係る適格請求書を発行する、の3つの方法が考えられる。

しかし、①は宛先と負担額を支出先に伝えるのが煩雑であり、かつ支出先の協力が必要となるので、現実的な対応は②または③となると考えられる。②は宛先となった弁護士が、他の弁護士の負担分を立替金処理する方法で、③は適格請求書の宛名となった弁護士が全額を自己の課税仕入とした上で、他の弁護士の負担分について他の弁護士に対する課税売上を立て、当該他の弁護士宛の適格請求書を発行する方法であり、それぞれのメリット・デメリットは、2(2)課税実費に係るそれぞれの方法と同様である。

4 複数弁護士のいる事務所について

(1) 事務所の経費について

3(2)共同受任の場合の費用の処理についての取扱いと同様である。

(2) 事務所事件における請求について

売上を事務所として計上し、事務所経費を控除した後の利益を配分する組合型事務所の場合、3(1)①共同受任において組合として請求する場合と同様である。ただし、届出書の提出においては、事務所組合として一度行えば、組合員に変更がない限りは行う必要がないので、アドホックな共同受任よりもハードルは低いことになる。

他方、そうでない事務所では、3(1)②共同受任において関与する弁護士が各自で適格請求書を発行するか、3(1)③何れかの弁護士が主たる弁護士として単独請求し、他の弁護士が主たる弁護士に適格請求書を発行するかの何れかの方法を取ることになる。

INTERVIEW：インタビュー



柳澤信成さん(右)、子息の柳澤孝栄さん(左)

小さな楽器の修理店から始まり、125年の歴史を有するヤナギサワ。昭和26年に先代がサクソフォン作りを始めてから、サクソフォン一筋で全て手作業での楽器作りを貫いてきました。板橋区にある工場から世界の表現者たちへサクソフォンを届けている柳澤さんの語る楽器作りとは――。

聞き手・構成：濱島 幸子

柳澤管楽器株式会社 代表取締役社長

柳澤 信成さん

―― 数ある楽器の中でサクソフォンという楽器に注目された理由はありますか。

当社は父の代からサクソフォン作りを始めたのですが、父が独立する際、楽器作りの先達でもあったムラマツフルートの創始者・村松孝一さんから「お前は何かを作りたいんだ？」と聞かれ、咄嗟に「サクソフォン」と言っちゃったのが始まりです。ただ、父はいろいろな楽器を作りたいという気持ちから「柳澤管楽器株式会社」と、「管楽器」という言葉を社名に掲げました。ところが最初に作り始めたのがサクソフォンで、理想のサクソフォンの追求はまだ道半ば。自分たちがもうこれ以上ないと満足するものが出来上がらないと、そこから離れられないでしょうね。

―― 先代から家業を引き継ぐきっかけは何だったのでしょうか。

無理矢理です(笑)。私は絵を描くことが好きで美大に行きたかったのですが、簡単には入れず、これからどうするのかと問う父に「美大に行かせたと思って4年間遊ばせてくれ」と言ったら、「何を考えているんだ、明日から会社に来い!」と怒られました。父はおっかなくて、行かないと何を言われるかわからないし、

行っても嫌々仕事をやっていると、結局怒られるわけですね。ただ、しばらく物作りをやってみると、意外と面白いと思うようになりました。

―― 親子でやることの難しさはありましたか。

それはありましたね。例えば、私が楽器のある部分をこんなふうにしたらどうか?と提案してみても、父はそれをほとんど却下。今思えば私の考えが至らず却下されただけのことだったのですが、なんだか反抗的になってしまったり、父も私を育ててやろうという気持ちで向き合ってくれていたのでしょうけど、相手が息子なのでつい言い方がキツくなってしまったり…。よく「息子にとって、父とは永遠のライバルであり、乗り超えるべき存在」などと言われますが、私にも、それゆえの反発心のようなものがあったのだと思います。

―― 全て手作業での楽器作りを貫いている一番の理由はなんですか。

それは、楽器という「形」だけではなく、そこから出てくる「音」を作っているという意識を大切にしているからです。音には「音質」と「音色」という要素

があり、楽器そもそもが持つ音質に、いかに自分ならではの音色を掛け合わせて多彩な音の表情を作り、自分の音楽を描き出してゆくか。奏者はそうやってつねに自身の音楽表現を追求しています。そのため、楽器の作り手である我々も、その音質の部分を追いかけていく。その際、機械ではなく人の手でなければならない領域が出てくる。それが手作りにこだわる理由であり、楽器作りというものだと思います。

若いころ、父が酔っ払って「お前、楽器は生きてるんだぞ。だから愛情を持って作らない」と言っていたことがあります。当時はその言葉の意味がわからなかったのですが、今ならよくわかる。「いいものになれよ」と愛情をかけて仕事をするのと、ただお金がもらえるからやるのでは、出来てくるものが全然違って来る。そこを大切にしたいですよ。

—— ヤナギサワでは演奏家支援もされていますが、奏者の方々にはどんな思いをもっていますか。

ヤナギサワの楽器を、自身の音楽表現を追求するための一部として選び長年吹いてくださっている皆様には感謝しかありませんし、できるだけ応援をしたいと思っています。ただ、それはお金の関係にならず、人と人のお付き合いをしていきたいと思っています。そうじゃないと、我々の楽器についてアドバイスを求めたとき良いことしか言ってくれなくなってしまいますので。我々にとって一番役に立つのは「ダメだ」というその言葉。確かに褒めてもらうほうが嬉しいけれど、褒められるというのはその一瞬で終わってしまう。ところが嫌なことを言われると、寝ても覚めても、「あのときあんなことを言われたな、次はそう言われないようにしてやる！」という思いを延々と持ち続けることになります。そのことが、どうやったらいい楽器が出来上がるだろうか、いい音がするだろうかという、いいチャレンジにつながっていくんです。

とはいえ、演奏家というのは感覚的な言葉が多いんですよ。「もう少し音に輪郭がほしい」とか。それから「この音をこうしたい」とかではなく、「一つ一つの音には顔があって、自分が右向け右と思ったとき、この楽器にはさっと右を向いてくれないやつがいてバラバラしている」なんて言われたこともあります（笑）。

—— それは確かに理解するのが難しいですね。奏者によって音の好みや特徴があるので、全てに応えるのは難しいのではないですか。

難しいですね。一つのジャンルだけに合わせると、他のジャンルには合わない場合が出てくる。例えば、ビッグバンドなどのジャズ系のテナー・サクソというのは花形なんです。もう大きい音を出してブイブイ言わせていく。ところが、クラシックのテナー・サクソは、中低音域の真ん中に入ってハーモニーを整えていく役になります。それを同じ楽器でやっていくのはなかなか難しい。でも、本当にいい楽器を作ればそれが両方できると私は思っています。

—— 最近の演奏家や楽器作りの傾向のようなものはあるのでしょうか。

今の最前線にいる若い人たちはとても高度な演奏技術を持っていて、非常に前衛的で難解な現代曲にもどんどんチャレンジしていきます。でも中にはハチャメチャなものもある。例えばクラシック音楽は、長い時間をかけて受け継がれてきた芸術です。様々な作品が生み出された中で、時代を超える強さのあるものが現在に残っているわけですが、誕生した当時は先進的であり、その最先端にはやたらと変なものもいっぱいあったと思います。現代においても、時代の最先端だけに合わせていると、とんでもないことばかりやっているようになってしまう。それがいいのか悪いのかという問題は別としましてね。

同様に楽器作りも、そういう方向にだけ合わせようとすると、道具としてとんでもないものを作ってしまう。例えば創作料理みたいなものはそれでいいかもしれないけれど、やはり和食なら和食。根本的に包丁の冴えで刺し身を作って、だしを利かせてものを作っていく。そういった日本人としての良さというものは、絶対に残していくべきだと思うんです。

—— 今の先鋭的なサクソフォンというのはどのようなものなのでしょうか。

一つの例としては、ものすごく速いリパッセージや奇抜な奏法を多用する現代曲にも対応できるように、地金を薄くして、音が簡単に鳴らせて扱いやすくしたものとかがでしょうか。ただ、やはり「サクソフォンの音って

こういうもの」というこれまで培われてきたイメージや理想のようなものがあるので、そこから大幅に逸脱したものについては抵抗があります。テクニックや流行だけに特化した楽器ではなく、しっかり音を聴かせるような道具作りをしていかなくちやいけないと強く感じています。

—— ヤナギサワではどういう改良をしているのですか。

楽器本体は、試作した際にこれはいいという評価をいただいたとしても、そのまま製品化するかというところではない。ゴルフで例えると、プロの使うゴルフクラブはスイートスポットがものすごく小さくて、そこに当てる技術のある人だけが使うのであればいいですが、素人が使うとほとんど当たらない。そのスイートスポットを広くすると、素人でブレたとしてもある程度はいい球が飛ぶわけですね。プロの使うクラブで一番いいところに当てたときの球筋に比べたら劣りますが、素人に作る時にはスイートスポットが広がらないと製品にならない。楽器も一緒です。試作したときにこれはいいねというのが出来上がったとしても、製品化したときには90点ぐらいに落とすんですよ。

—— わざと落とすんですか。

ええ。ただ、その落とす部分というのは本体そのものではなく、ほかのパーツを変更して吹奏感や抵抗感を調整するといった対応となります。例えば、奏者がもう少し抵抗感がほしいと思ったとき、ネジを一つ変えると抵抗感が増えてちょうど良くなるとか、逆にもっと軽やかな感覚を得たい人には、もっと違うパーツをつけたり、ネックを変えてみたりして、本体は変えずとも、パーツを変えることによってそれぞれの好みに合わせていけるよう、自由さを増すような方向に持っていくことができるんです。

—— ヤナギサワでは大変珍しい漆を塗ったサクソフォンも作られていますね。

サクソフォンという楽器は、素材である真鍮が空気振動で震えて音になっていくので、地金そのものの響きが本来の響きなのかもしれません。ただ、そのままでは酸化してどんどんくすんでいってしまい製品化できない。そこで、通常は樹脂系の塗料で酸化防止の

ために塗装してあるわけですが、その塗装の一つとして、漆をやってみたくなったんです。「漆を身に纏ったらどんな音がするだろう？」というのが最初の入り口です。そうして誕生した漆塗りのサクソフォンは、見た目の美しさだけにとどまらず、木管的な音を響かせ、音楽的にも様々な可能性をもたらすことが見えてきたので、もう少し進めてみようとは今は取り組んでいます。

—— 西洋の楽器に日本古来の伝統工芸である漆芸を使うというところに、こだわりがあるのでしょうか。

そうですね。どうせ作るなら、ただ単に楽器が漆で塗ってあり、絵が描いてあるだけじゃつまらない。素晴らしい漆芸作品は、現在を生きる我々の心を古から続く悠久の時の流れと繋ぎ、さらに未知の時空間へと誘ってくれます。また、見えないところにまで驚くほどの手間をかけ、揺るぎないこだわりを持って作るというその製作姿勢から学ぶことも多い。それを西洋発祥の楽器であるサクソフォンが身に纏うことで、楽器としても、また楽器作りに携わる我々自身にも、新たな可能性が生まれてくるのではないかと考えています。

—— ヤナギサワは、セルマー、ヤマハと並んで世界3大サクソフォンメーカーの一つと呼ばれていますが、他社は意識されますか。

当社の製品がよく比べられるのがフランス・セルマーの製品なのですが、サクソフォンという楽器を開発したアドルフ・サクスの工房を引き継ぐセルマーは、もう180年以上作っている。一方、こちらはまだ70年ぐらいしか作っていない。やはり長年やっているところはいろいろなものを持っています。こちらも物作りをするからには他社を真似るのではなく独自のものをやっつけていこうとするのですが、「見つけた！」と思って調べると、既にセルマーがやっていたりするんです。

—— 同じ楽器であることの難しさですね。

とにかくセルマーを追い越していかなくちやいけない。最近ではいろいろとセルマーに追いついたじゃないとか言っていたりもしますが、まだまだです。でも、決して「敵」ではなく、サクソフォンという楽器を作る「仲間」なんですよ。一番つまらないの

は選択肢のない世界です。これしかないとなってしまうと、いい味も悪い味も甘いもしょっぱいもない。「私はヤマハが好き」、「私はセルマーがいい」という一方で、「私はヤナギサワが好き」という人がいてもいい。その中で、物作りの連中が切磋琢磨すればいいじゃないかという気がします。

—— ヤナギサワは海外との取引も多いですが、海外からアプローチがあることが多いのでしょうか。

多いですね。ただ、楽器を輸出するに当たっては、実際に会って本当に信頼できる人なのか確認し合う、そこから始まると思っています。売っている製品が楽器ですので、何を作っても誰が作っても同じというものではない。できれば専門知識を持っていて、奏者にも親身になってくれる代理店を選んで、ヤナギサワをよく知っている人に売ってもらいたいという思いがあります。当社の代理店である以上はやはり、ヤナギサワを少しでも高めてほしいし、一緒になって育ててほしい。

—— 代理店にもヤナギサワの楽器や奏者を好きでいてほしいということですね。

そうですね。「楽器を作っている」と言うと、何か特別なものを作っているみたいに思われることがあります。でも楽器はあくまで道具。奏者が「この道具だったら私のパフォーマンスがすべて発揮できる、だからこの道具じゃないとダメなんだ」といって選んでくれて、そしてその演奏を聴けたときは、本当に嬉しいですね。楽器作りって、演奏されて初めて我々の成果が実るわけで、最終工程は演奏してくれることなんです。

—— 弁護士とのかかわりも海外取引の関係ですか。

当社は国内外の数十社と代理店契約を結んでいるのですが、すべて手作業で作っているため、一年間に作れる本数は限られています。そのため、そのうちの何本卸せるかは契約で確定しているわけではなく、各年の生産量の影響を受けることになるのですが、海外でどうも意思の疎通ができなくて、フランスの企業から訴えられてしまったことがあるんです。日本では訴えられるなんていうのは何か悪いことをしたときぐら

いというイメージなので、訴えられたことがすごくショックで、どうしたらいいかわからない。ヨーロッパとの取引慣行の違いもあって、とにかくこれは個人ではまったく対処できないぞということで、友人から弁護士の方を紹介してもらいました。

—— 実際に弁護士と接してみてもいいかでしたか。

私自身は、弁護士ってすごく敷居の高いものに感じるんですね。周りにもいませんでしたし、ちゃんと話をしに行くというのは非常に怖かったです。やはり弁護士というと、刑事事件のイメージが強いですよ。

—— 弁護士にどうやってアクセスすればいいかわからないというのも大きいのでしょうか。

そうですね。大勢いらっしゃる弁護士の中で、信頼関係を結べるかという部分で、最初はどなたに頼んでいいかわからない。トラブルを抱えたから弁護士に相談したいということになるのですが、トラブルというのはあまり他人に言いたくないですし、社労士や税理士には気楽に相談できても、弁護士となると急にハードルが上がっちゃうんですね。日常的な付き合いが薄いからかもしれません。仲間に顧問弁護士を持っているかどうか尋ねてみても、いや、そんなのは敷居が高くて…という話ばかりなので、なかなかお付き合いする機会がないんです。

—— 我々も日本の物作りをしている方々に身近に感じていただけるよう努力しなければいけないですね。では最後に、柳澤さんの考える理想のサクソフォンについて教えてください。

音楽というのは人を感動させるもので、人の心を動かすのはやはり、高度なテクニクよりも、歌う心なのだと思います。奏者の方々とともに、その歌う心を追求していけるような楽器を作っていきたいと思っています。

プロフィール やなぎさわ・のぶしげ

東京都板橋区生まれ。柳澤管楽器株式会社社長。世界の一流品を作ることをモットーに、ソプラノからバリトンまで5機種、20種類以上にも及ぶサクソフォン専門メーカーとして国内外に数十社の代理店を有している。



座談会

2022年度 理事者の1年

2022年度の理事者の任期もあとわずかとなりました。本年度の伊井執行部では「多様性を活かし、活気と魅力ある東弁を」をスローガンに掲げ、会務運営に取り組んでまいりました。具体的には、常議員会等のオンライン化の検討、法律相談センターの運営改善、綱紀手続の適正化、職員人事制度の改定検討など重要な課題に取り組みました。本座談会の開催時（2023年2月）はまだ臨時総会を控えた任期途中ではありますが、各理事者において、これまでの期間の取組みを振り返り、それぞれの想いを語り合いました。

奥：広報担当副会長の奥です。LIBRAでは、毎年3月号の恒例企画として「〇〇〇〇年度 理事者の1年」という記事を掲載しています。各理事者による分担執筆の方式、座談会による方式がありますが、本年度は、理事者の本音により迫れるのではないかと、ということで座談会による方式とすることにしました。問題発言については、私の方でがっつりと校閲（検閲）する予定ですので、まずは安心して忌憚なく語っていただければと思います。それではよろしく願いいたします。

就任当初を振り返って

奥：我々は、本年度、伊井会長の会務執行方針として「多様性を活かし、活気と魅力ある東弁を」をスローガンに会務運営に着手しました。まずは、就任当初のそれぞれの想いを教えてください。まずは、筆頭の寺町さんから。

寺町：私は、筆頭の当て職で、職員の人事・労務担当

なのですが、前年度3月の団体交渉で、昔から知っている職員たちが泣いている場面に直面して衝撃を受けました。前年度の春闘は越年したので、春闘を引き継ぐにあたって「まずは職員の思いを聞こう」と、4月に正職員全員との個人面談からスタートしました。職員は当会を支える屋台骨ですから、モチベーションをもって働いてもらわなければ、それ自体が損失です。結果的には、この面談で得た職員の思いの最大公約数を基に、財政上の課題も踏まえて持続可能な人事制度にしようと呼びかけ、①賞与に考課に応じたポイント制を導入、②ノーワークノーペイの就業規則変更で臨時職員の増員費用を捻出、③人事考課表の20年ぶりの大幅改訂を提案しています。給与体系全体の見直しが残る課題です。

加納：寺町さんのスタートダッシュはすごかったですね（笑）。名古屋での司法修習からの友人で、ママ友としてずっとお付き合いしてきた寺町さんと隣の席で、楽しく就任できました。私は、法律相談やADRなどを担当することになったので、こういった現業分野に

会長
伊井 和彦 (37期)



ついて、東弁パワーを生かした流れができるように、取り組んでいきたいと考えていました。

市川：私はこれまで、年相応にいろんな仕事を経験してきましたが、スタッフ100名を超える組織の「〇〇長」という地位についたことはまったくありませんでした。そのため、就任当初は、まさに右も左も分からず暗中模索の状態、これが偽らざる実情でした。

河井：市川さんは、ひまわり公設への赴任経験はもとより、警備員勤務の経験など本当にさまざまな社会経験をお持ちで、市民等からの苦情対応や問題会員への対応を多くされていましたが、当初から安定感のある対応をされていたようにお見受けします。むしろ、私の方こそ、就任当初は右も左も分からないことだらけの新米理事者でした。今から考えると、もう少し要領良くできたような気がします。前年度からの引継ぎの際に、矢吹前会長から「ロケットスタートを切ってください」と言われましたが、よく分からない中で無我夢中にやってきたので、自然と「ロケットスタート」になったように思います。

吉田：私は、就任当初を振り返ると「非常にビビっていた」という一言で表せるように思います。会長が何をどのように考えているのか掴み切れていませんでしたし、他の副会長は、経験豊かで非常に優秀そうに見えました。委員会では吊るし上げに合うのではないかと思って、精神的にカチンコチンであったように思います（今でも大して変わりませんが）。ただ、2019年度に監事をしていた経験から、当会の職員が優秀で、人あたりもよい方ばかりであることは分かっていたので、その点では「大船に乗ったつもり」で大丈夫と思っていました。

奥：吉田さんがカチンコチンだったようには見受けられませんでした（笑）。私は、伊井会長には、私が会務活動にかかわり始めたころに委員会（司法改革総合センター）で鍛えていただいた思い出があり、

また、私が日弁連の事務次長時代には、寺町さんが日弁連理事として、加納さんがLACの主要メンバーとして面識があり、河井さんや吉田さんとは同じ会派で選挙対策本部や執行部などでご一緒するなど親しい付き合いでしたので、あまり緊張することなく就任できました。市川さんだけが初対面でしたが、市川さんのお人柄からすぐに距離を縮めることができました。私が、当初、最も意識したのは、副会長職務と自身の弁護士業務の両立、でした。副会長職務をやりながら、法科大学院の講義（何度となく講義日のスケジュールを変更して補講でまかなうことになりましたが）や非常勤役員を務める企業・団体等の役員会等も欠席せずに乗り切れました。伊井会長はどうでしたか。

伊井：私は2007年度に副会長を経験していますので、皆さんが就任当初に戸惑いを覚えるであろうことは想定していましたが、思った以上に皆さんが初めから副会長職に順応されていることに、正直驚きました。でも、考えてみれば、寺町さんは公設事務所の副所長、加納さんと吉田さんは東弁の監事、河井さんは再審弁護団、奥さんは日弁連事務次長、市川さんも複数回の会派執行部と、皆さん組織における働き方には精通している人ばかりなので、それも当然だったのでしょう。

おかげで私は、東弁の諸課題については各担当副会長からの報告で概ね概要が掴めましたし、理事者会での議論で的確な判断ができたと思っています。

私は日弁連の副会長も兼務していましたので、東弁役員室に居られない時間も多く、正直、東弁の諸課題については、必要に応じて指示はしていたものの、具体的な対応は副会長の皆さんに任せざるを得ませんでした。今日は、副会長の皆さんから、それぞれが本年度行ってきたことを、胸を張って報告していただければと思います。

重点対応課題について

奥：伊井執行部では、さまざまな課題に取り組んできました。会務や会員への影響の大きさにかかわらず、どれも重要な取組みであったと思いますが、その中でも特に印象に残っている、注力した課題について教えてください。今度は、吉田さんから。

吉田：財務が大変だということは監事のときの経験から思っており、できれば加納さんにやってもらいたかったのですが、結局、私が担当となりました。財務削減を常日頃考えておりますが、なかなか大きく削れるところはないなあと思っています。一方で、本年度の理事者の皆さんは、財務に関して非常に厳しい目を最初から持っておられましたので、その点では安心でした。

奥：河井さんは、納付金の督促に力を入れて成果を上げていましたね。

河井：奥さんも、(あまり具体的に掲げられませんが)外部発注の場面で、各方面で値切り倒していましたね。

吉田：意外な対応を迫られたのが意見書関係で、法制委員会の家族法制・担保法制の意見書が法制審の状況が二転三転したり、会内の意見も真っ二つに割れていたりで、これまた大変で終わらない状況が続きました。やっぱり、会内は皆さん一言ある方ばかりで、それをまとめて一つの意見にするということがいかに大変かを経験させていただきました。FATFの改正に関する意見書を、自分で書いたのもいい経験となりました。

FATFといえば、未提出会員への電話掛けが大変で、これを通じて「連絡取れない会員」や先進会員のおかれている状況について考えさせられました。私は、他に、会費滞納、会費免除も担当であり、

副会長
寺町 東子 (46期)



毎日毎日回ってくる綱紀・懲戒関係の決裁も通じて、メンタル系を含む傷病や非弁が疑われる状況で連絡が取れない会員など困難な状況に陥っている会員への対策が急務であるなあと思ったところです。

奥：重点対応課題というわけではないですが、11月に東弁事務局や裁判所を爆破するという予告騒ぎがあり、同時期に弁護士会館内に不審物を放置される事件などがありました。急な対応で、筆頭の寺町さんは、各方面への連絡に大忙しでしたので、たまたま在席していた河井さんが警察対応などを担当しましたね。

河井：そうですね。予想もしないことが突発的に発生しましたね。このときは、私が対応しましたが、その後は、会館の防犯体制を見直すこととなり、会館委員会担当の吉田さんが苦勞されていました。私の担当では、法教育日当基準の問題が前年度からの引継ぎ課題となっており、年度当初から精力的に取り組みました。法教育総合センターの正副委員長の方々、関連委員会のご理解とご協力によって、充実した活動の継続と財務への影響緩和というバランスをとった内容に変更することができました。いろいろなご意見を聞いて、何度も議論を積み重ねて、丁寧にやってきたことが良かったと思います。また、刑事被疑者弁護援助基準、少年保護事件付添援助基準についてポイント制の導入、成年後見人等の納付金の変更についても取り組んできました。あと一歩のところまでこぎつけており、何とか年度内に完了したいと思っています。

奥：河井さんといえば、会長声明や意見書の起案修正ですよ。本当にたくさんの起案を修正され、発案の委員会にフィードバックしてすり合わせを行う、大変な作業を丁寧に粘り強く対応されていたのが印象的です。

河井：ありがとうございます。会長声明のチェック、

副会長

加納 小百合 (47期)



確認等を担当することが多かったのですが、例年のように会長声明を多数発出できたことは良かったと思っています。特に8月2日に発出した「安倍晋三元内閣総理大臣の『国葬』に反対し、撤回を求める会長声明」は、伊井会長のリーダーシップのもとで発出したものですが、多数のマスコミに取り上げられ、ツイッターでは1万2000以上の「いいね」が付きましました。当会の活動として非常に意義があるものだったと思っています。

市川：私は不祥事会員への対応をメインに担当させていただきましたが、とくに国際ロマンス詐欺問題、なかでも弁護士による二次被害が疑われる事案への対処に、各委員会の委員の方々のご指導をいただきながら、時間を割いたな…という思いです。

加納：市川さんは、本当に丁寧な連絡対応をされましたよね。私は、法律相談、ADR、公設事務所、消費者、外国人など、現業や活発な現場をかかえる委員会が多く、それぞれ楽しくやらせていただきました。現業なので、まさに「事件は現場で起きている！」と実感するような、突発的な出来事への対応に追われる日々でしたが、外国人の権利に関する委員会が実施した、レイシャル・プロファイリング調査の最終報告書公表の記者会見には、たくさんのマスコミの方に参加いただき、新聞やネットニュースなどで広く配信されました。外国人の権利問題についての社会的関心を高めるとともに、当会のプレゼンスをも示せる良い機会となったと思います。

寺町：私の所管だと、名簿登録拒否規則11条（各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則）に基づくネガティブチェックを徹底したことです。名簿以外にも多くの人事推薦依頼案件が来ます。外部団体が弁護士会に「推薦」を求めるのは、弁護士会が自治組織として身体検査をパスした人を推薦するはずという期待に基づきます。

副会長

市川 尚 (48期)



職員には負担増になりましたが、弁護士・弁護士会に対する信用を守るための必要性を理解してもらい、対応してもらいました。また、当会で初めて弁護士法13条による登録抹消請求を発動したことは印象深いです。2019年の法改正で、後見保佐が弁護士の欠格事由ではなくなり、「心身の故障により弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがある」かどうかを弁護士会が判断しなければならなくなりました。昔から存じ上げる先輩会員に適用するのは忸怩たる思いがありましたが、弁護士自治を完遂するために私情は飲み込んで適用しました。今後、こういう事案は増えていくものと思います。

奥：いろいろと担当させていただきましたが、特に印象深いのは、情報システム関係、関弁連常務理事としての立場を含む他弁護士会との交流、広報関係です。①情報システム関係では、当会の業務サーバーのリプレースに適切に対応するため、情報システムの構築等に関する知識・トレンドについて勉強しました。情報システム対応室を設置し、現在の技術環境に適合しづらくなっている業務システムの再構築のための中長期計画の在り方を模索しました。②関弁連常務理事を兼務しましたので、他会の会長と深く交流させていただき、また、当会執行部の他会執行部との交流会もコロナ禍の合間を縫って積極的に開催しました。神奈川県弁・千葉県弁・埼玉弁・愛知県弁・大阪弁・福岡県弁と個別の交流会を開催することができました。③数多くの素晴らしい活動をしている当会ですが、世間ではなかなか認知してもらえておらず、広報に課題があると感じています。大阪弁や二弁の広報室との意見交換でヒントをいただき、コロナ禍で中断していた司法記者との交流を再開するなどしました。WEBサイト用のクラウドサーバーがOS関係の要因でリプレースする必要が生じたことは予定外でした。あと、④常議員



副会長
河井 匡秀 (49期)

会・総会のオンライン出席を可能とするための検討も担当させていただき、こちらは、現在、常議員会のオンライン化について常議員会の承認を得て、総会に付議しております。

理事者をやってみた感想

奥：さて、皆さん、理事者をやってみて、どのように感じましたか。

市川：しっかり心の準備をして臨めば、理事者としての1年間、きっと、弁護士経験にも資する、充実した楽しい1年間になること間違いなしです。ぜひ、若い方々にチャレンジしてもらいたいです。

加納：いや、勉強になりました。弁護士会って、本当に、たくさんの規則細則に従って動いている組織なんだなあってことに改めて驚きました。あと、東弁の職員は皆さん真面目で高いホスピタリティを持っているなあと。他の理事者のスーパーマン振りに比べ、個人的には、やりたい業務をいろいろと欲張りすぎたため、結局、目の前の出来事への対応にてんてこ舞いで、大きな視点からの取組みができなかったことが反省点です。

河井：東弁の副会長は大変ですが、本当にやりがいのある仕事だと思います。東弁は約150年の歴史がある日本最大の弁護士会であり、東弁を役員として運営するやりがいと充実感、他では得られないものです。弁護士業務との両立が課題なのですが、スケジュールを厳格に管理して、早朝、夜、土日、祝日、平日の空き時間等を有効に活用すれば、何とか両立できると思います。若い方々には是非副会長になっていただき、新しい東弁を創って欲しいと思います。

吉田：副会長は、やっぱり大変だなあとは思っていますが、やりようでは自分の仕事もできないことはなく、



副会長
吉田 修 (50期)

他の理事者や職員の皆さんとの共同作業でいろいろな経験もできて楽しいこともあり、やってみるべき・やりがいのある仕事だと思います。とりわけこの会長・副会長6名と監事さんで、毎日毎日顔を突き合わせていろいろな事ごとに対処したという経験はなにものにも優る経験かと思います。

奥：他の理事者に言いたいひと言があれば、合わせてお願いします。

吉田：そうですね。伊井会長の物事をまとめる手法（市川さん曰く「やっぱり会長ともなる方は、このくらいのことができないといけないのですね」）には脱帽ですし、寺町さんくらい、やる気に満ちた弁護士はいないし、加納さんは監事の時からよくも細かく考えるなあとと思っていますし、市川さんの人生経験の滲み出る話口及び説得力はこれこそ弁護士だと思いましたし、河井さんの刑事・人権そして職員に対する情熱、そして、奥さんの「よくも此処まで話の裏の裏を知っているなあ」系の知識と経験や何事も突き詰めて諦めない姿勢に接することができたのは、本当になんとも言い難い経験でありました。

寺町：本当に、楽しかった。経済的余裕があれば、もう1年やりたいくらい楽しかった（笑）。理事者同士で忌憚なく議論し、そこから生まれる信頼関係が心地よかったのと、職員が本当に真摯に仕事に取り組んでくれていて、委員会の正副委員長も含めて、チームでさまざまな問題にあたって解決していく充実感にあふれた1年でした。皆さんに心から「ありがとう」と申し上げます。

会長から副会長へのメッセージ

奥：最後に会長から。副会長へのメッセージを含めてお願いします。

伊井：寺町副会長は、本当にエネルギーで、執行

副会長
奥 国範 (54期)



部全体にいつも元気を与えてくれました。「会長、これをやったらどうでしょう!」「会長、これは何とかありませんか!」と次々とアイデアを出して来て、そして自らその解決を実践してしまう、リーダーシップを持って執行部を引っ張ってくれる真の筆頭副会長でした。時々、「今日は子どもたちのために早く家に帰りま〜す」というマザー寺町の姿を見せるのも、微笑ましかったです(その割には夜遅くまで他の副会長たちと呑んでいることも多かったですが)。

加納副会長は、修習生の時以来の寺町副会長の盟友とのことで、何か困ったことがあると「てらまち〜」とすり寄っていく姿が愉快で、私も時々その口癖を真似していました。いろいろ難しい課題のある担当委員会も多く、意見の調整も大変であったろうと思いますが、本人が就任当初に自己紹介で述べていた「肝っ玉母さん」らしく、いつも飄々かつ堂々と対応していました。理事者会で時間切れになっても、いつも「すみません、これだけは3分で済むので」とねじ込んでくる粘り腰は(3分で済んだことはありませんが)、本年度理事者会の名物でした。

市川副会長は、我先にしゃべる副会長たちが多く中で、いつも寡黙で、本年度執行部の重鎮でした。滅多に自分から意見を言いませんが、他の副会長たちの議論が堂々巡りになったりすると、一言「こうすれば良いんじゃないですかね」と発言するや、皆が納得してそれで収まってしまう、本当に頼りになる存在でした。非弁対応や弁護士の非行の担当で「悪い人担当」などと自嘲しながら、黙々と現場に出かけて必要な対応をきっちり取ってくれて、頭が下がる思いでした。

河井副会長は、本年度執行部の文書作成担当で、自らの担当委員会だけでなく、いろいろな委員会から寄せられる各種の会長声明や意見書の文案作成

を、一手に引き受けてくれていました。本年度の東弁のほとんどの会長声明や意見書は、委員会案を河井副会長が手直しし、理事者会で決定されたものです。「名張事件」の再審弁護団等で活躍してきた河井副会長はまさに熱血漢で、理事者会で彼が熱く語りだせば、皆聞き入るばかりでした。

吉田副会長は、財務担当ということで、まさに本年度執行部の縁の下の力持ち、支えでした。吉田副会長も一見おとなしそうで、声を張り上げたりはしません。しかし、家族法改正問題意見書や担保法制改正問題意見書の問題では、担当として粘り強く対応し、当局側の予定が何度も変わったり弁護士会内の意見も喧々諤々だったため苦労したと思いますが、見事にまとめ上げてくれました。吉田副会長にはまだ、年度末に「本年度決算」「次年度予算」の作成という大仕事が残っており、私たちも全力でサポートするつもりです。

そして、奥副会長、最年少の副会長でありながら、日弁連事務次長の経験者であることから、日弁連や東弁のあらゆる会務に精通しており、まさに会務の申し子、生き字引でした。他の副会長たちだけでなく、私も分からないことがあると奥副会長に聞きに行っていました。先輩にも臆することなく意見を言え、しかし礼はきちんと尽くす、これからの東弁や日弁連を引っ張るニューリーダーの一人だと思います。一つだけ注文すれば、もう少しお酒は控え、もっと早く家に帰ることですかね。

本年度は、極めて有能かつ楽しい副会長たちに恵まれ、私も本当に毎日が楽しかったです。諸課題への対応や突発的なトラブルへの対応は本当に大変で、私は身も細る思いの毎日でしたが(思いだけでしたが)、副会長の皆さんのおかげで乗り切れました。改めて、御礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

「暴力追放特別功労賞」受賞のご報告

民事介入暴力対策特別委員会委員長 大野 徹也 (54期)



2022年11月14日、東京国際フォーラムで行われた第30回暴力団追放都民大会において、当会の民事介入暴力対策特別委員会（以下「当委員会」といいます）が、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の各民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」といいます）と並んで、警視庁組織犯罪対策部長及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「暴追都民センター」といいます）より、「暴力追放特別功労賞」を受賞いたしました。

同大会は、社会からの暴力団の撲滅を目的に、暴追都民センターが主催し、東京都、警視庁、暴力団排除関係団体連絡会が後援する大会であり、表彰は、追放運動への貢献が認められた個人や団体へ授与されるものとされています。

当委員会は、①組長責任追及訴訟、②学校法務連携の各推進について、ご評価を頂きました。

①組長責任追及訴訟とは、大要、暴力団構成員の違法な活動によって損害を被った方を代理し、資力のある代表者等を被告として、損害賠償の請求を行う訴訟のことを指します。当委員会の委員は、多数の組長責任追及訴訟に関与しておりますが、近時の活動のうち代表的なものは、特殊詐欺の被害者約50名を代理して提起した組長責任追

及訴訟です。これらのうち、平成28年6月30日に提訴した第一事件は、当委員会が把握しているかぎり、特殊詐欺に関し、全国で初めて、指定暴力団のトップの責任を問うた訴訟となります。また、平成29年6月30日に提訴した第二事件は、刑事手続において立件されず、これまでは泣き寝入りするしかなかった被害者について、民事手続において救済の道を開いたものです。これらの訴訟では、第一審（東京地裁令和2年9月25日判決、同令和3年2月26日判決。いずれも裁判所ウェブサイトに登載）が、いずれも指定暴力団のトップ等の損害賠償義務を認めた後、控訴審で弁論が併合され、令和3年6月18日には、指定暴力団住吉会の代表者等が、被害者らに対し、被詐取金額を上回る、合計約6億5200万円の解決金を支払う旨の和解が成立いたしました。

②学校法務連携とは、弁護士が、小学校、中学校、高校、大学等に出張し、青少年が、反社会的勢力が主導ないし背後にいる犯罪の加害者にも被害者にもならないようにするためにはどうすればよいか解説する授業における、警察との連携のことを指します。当委員会は、従前より法教育の活動を行ってまいりましたが、さらに、上記①の組長責任追及訴訟の準備やその他の活動を通じ、多くの青少年が、SNS等を通じ、「高額バイト」等の甘言に騙され、犯罪組織に取り込まれたり、風俗店に斡旋されたりしている実態があることを把握しました。そこで、当委員会は、青少年を守るとともに、特殊詐欺等の組織犯罪を少しでも減らすという観点から、過年度より、警視庁や、一弁、二弁の民暴委員会委員と連携しながら、多数の授業を実施しております。なお、東京三会が警視庁と締結した「若者を犯罪者集団から守るための協定書」の概要については、本誌2022年6月号においてご案内のとおりです。

当委員会の活動が表彰を受けるのは、平成28年、歌舞伎町におけるぼったくり被害の救済と防止に向けた活動に関し、新宿区及び歌舞伎町商店街振興組合等から感謝状の贈呈を受けて以来となります。それ以前には、東京初の組長責任追及訴訟となった事件の弁護団が、警視庁等から表彰を受けたこともあります。

当委員会では、委員同士だけでなく、他の単位会の民暴委員会委員や、関係機関との緊密な連携のもと、上記①②に限らず、様々な活動を行っております。こうした活動について、当会からも、ご理解とともに、多大なご支援を頂いておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

いわゆる暴対法施行から30年が経過し、いわゆる企業暴排指針や暴力団排除条例の浸透もあり、指定暴力団の構成員及び準構成員の数は激減しましたが、反社会的勢力は潜在化し、巧みに違法な資金獲得活動等を続け、市民の皆様の生活を脅かしております。こうした違法な行為を撲滅するためには、関係機関と連携の上、様々な観点からの活動を継続する必要があります。今後、他の委員会や、会員の皆様の力をお借りしつつ、活動を推進する場面もあろうかと思えます。

以上、これまでの活動の成果の一部を謹んでご報告するとともに、会員の皆様には、より一層のご支援をお願い申し上げます。

2023年度 東弁役員等選挙 次期会長は、松田純一会員

2023年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月30日（月）に公示されたが、いずれも定員以内の立候補に留まったため、予定していた不在者投票及び投票は行われなかった。

当選者は、会規により2月10日（金）午後4時の経過と同時に確定し、確定後、役員当選者の当選証書交付式が6階来賓室で行われた。

東弁役員選挙結果

■会長選挙 当選者（無投票）

松田 純一（45期）

■副会長選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

山本 昌平（50期） 黒崎 隆（50期） 島 由幸（51期）
鈴木 敦士（51期） 近藤 健太（48期） 山下 紫（50期）

■監事選挙 当選者（無投票・立候補届出順）

遠藤 賢治（50期） 坪 由美子（53期）

※ 常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

PRIDE 指標 2022 受賞報告

性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティPT 座長 金城 美江 (67期)

1 PRIDE 指標における2年連続レインボー受賞

任意団体「work with Pride」は、職場におけるセクシュアル・マイノリティへの取組みを評価するための「PRIDE指標」を策定しており、毎年1回、応募団体の取組みを3段階に分けて評価している。2021年度からは、他団体とのセクターを超えた協働を推進する企業を評価するレインボー認定を新設した。当会は、本年度、4年連続のゴールド認定を獲得するとともに、2年連続のレインボー認定を受けた。PRIDE指標の応募総数842社に対し、レインボー認定は、応募した30社中、14社、13組の取組みである。

レインボー認定を受けるための要件としては、①PRIDE指標2022において、ゴールド認定を獲得していること、②日本におけるLGBTQに関する法制度の実現に、企業・団体として公に賛同表明していること、③LGBTQに関する理解促進や権利擁護のために、自社・自団体のみならず、セクターを超えた主体と協働するコレクティブ・インパクト型の取組みを推進していることである。

②については、当会の表明した2021年3月8日付「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」、2021年6月10日付「LGBT理解増進法案に関する会長声明」がこれに当たる旨評価された。

③については、当会では全国の弁護士会に働きかけて、セクシュアル・マイノリティの研修の実施についてアドバイスをしたり、職員や会員に適用される規則にセクシュアル・マイノリティの規定を盛り込むことを提案してきたこと等が評価された。

2 受賞式

本年度は、コロナ禍で中止が続いていた表彰式が再開され、2022年11月10日、経団連会館 国際会議場にて行われた表彰式に、当会からは奥副会長が登壇した。会場にて配布及び「work with Pride」ウェブサイトにて掲載さ

れている「PRIDE指標2022レポート」には当会の取組みが紹介されている。

3 当会におけるセクシュアル・マイノリティの人権問題への取組み

当会では、日本の弁護士会としては初めての活動を数多く行っている。2012年には、セクシュアル・マイノリティをテーマとしたシンポジウムを開催し、その後もコロナ禍におけるオンライン開催の工夫も経て、毎年のように開催している。また、2014年には、セクシュアル・マイノリティ専門の定期電話相談（相談料無料）を開始した。その他にも、同性のパートナーを有する職員・会員に対し、異性パートナーの場合と同様の福利厚生を受けることができる等の規則改正等も行った。こうした取組みは、当会の働きかけにより、複数の弁護士会にも広がっている。

また、昨年度から、新たな取組みとして、セクシュアル・マイノリティ週間を実施している。2022年12月5日から9日まで、弁護士会館内にポスター（右写真）を掲示、レインボーフラッグを掲揚、希望者にて缶バッチを装着するなどして、会内外の人にセクシュアル・マイノリティの抱える問題について考えても



らうきっかけとなり、当事者やアライ（多様な性のあり方について理解のある支援者や応援者）に相談しやすさを感じてもらおう努めた。性の平等に関する委員会のブログでは、コラム（セクシュアル・マイノリティ）の更新を毎日行った。本年度は東京三弁護士会多摩支部も共催に加わり、同支部の取組みについてコラムでも紹介した。

今後も、こうした取組みの拡充に努めたい。

一年間お世話になりました

監事 鈴木 剛 (53期)



本コラムは、「監事室から」というタイトルですが、実は「監事室」という部屋はありません。弁護士会館6階外れの「ミーティングルーム」が監事室なのです。監事室は、弁護士会の荷物置き場も兼ねており（?）、ダンボールを持った職員の方が時折出入りするのどかな部屋で、会館内の喧騒が届かない静かな空間で、侘び寂びの心境に達することができます。

次に、私たち役員任期は3月までなのですが、監事には任期終了後も仕事があります。それは、翌年度の定期総会に提出する「監事意見書」作りです。そこで、本コラムでは1年間の御礼を述べつつも、実はここからが私たち監事2名の正念場となるのです。

さて、会の持続可能性の観点から、支出の抑制、財務状況の改善が欠かせません。この点で悩ましいものの一つがOA関連費用の支出でしょう。

昨年度は約1億円の支出がありました。監事意見書では、サーバ更新費用とベンダーロックイン（特定業者への依存）問題が指摘されています。

しかし、クラウド、オンプレミス（物理サーバ）双方に長所・短所があります。また、業者に依存しないということは会自身にシステム管理の専門的知見が必要となるかも知れません。

支出削減の面からも、セキュリティの面からも、慎重な検討が求められると思います。

刺激的です

監事 西川 一八 (54期)



昨今、当会では財政健全化が重要なテーマとなっており、これまでの関係者全員の努力により、全会員の会費2000円減額が昨年12月から実施されました。本年度においても、財政健全化については理事者全員が意識しており、理事者会では、予算執行に際し、積極的な会務活動の実現と支出の緊縮とのバランスについて、時には神経質ともいえるほどに、注意を払った議論がなされています。それでも、今後も会館設備、IT関連への支出などが必要となり、財政健全化に向けた取り組みを継続する必要があります。

お話が変わりますが、これまで私は、町弁というか訴訟弁護士というか、個人や中小企業の社長さんとお付き合いが中心でした。ガチガチの企業法務には縁がなく、組織運営にはほとんど経験がありませんでした。しかし、当会は約9000人の会員が所属し、140人以上の職員が勤務する

規模の大きな組織です。稟議や決裁、理事者会の進行、常議員会の運営、それぞれの場面でなされる議論など、初めて接する事柄が多く、非常な刺激を受けています。その過程で垣間見える理事者の皆さんの人間臭さといったものにも、同様に刺激を受けています。

この記事を書いているのは1月でして、昨年4月の監事就任から、既に9ヶ月以上が過ぎており、一方では、早いものだと感じています。が、他方では、現在、財務担当の吉田副会長を中心に、来年度の予算編成のまっただ中でして、さらにはこれから年度末の決算を控え、監事意見書の作成という重大な任務があります。監事のお仕事はこれからが本番という側面もあり、職務をまっとうできるよう、気合いを入れ直しています。

令和4年11月14日開催 東京地方裁判所委員会報告

「障害のある裁判員（候補者）に対する裁判所の取組み」について

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 井上 寛 (40期)

令和4年11月14日(月) 上記テーマで講演等が行われました。

裁判員裁判とは、無作為に選出された6人(裁判員)が、重大な事件(死刑・無期懲役刑のある殺人・現住建造物放火・通貨偽造等)について、第1審で刑事裁判に参加する制度です。裁判員は、被告人が有罪か否かと、量刑も判断し、3名の裁判官とともに、1人1票の権利を持って裁判を行います。

平成21年5月21日開始の裁判員制度は、刑事裁判に国民の様々な視点を反映させ、刑事裁判に対する国民の信頼をより高めることを目的としています。

裁判員の参加日数は6日前後です。裁判所に10時までに集合し17時には解散し、残業はなく、1日の予定が終了すれば、帰宅できます。裁判員裁判の開始から13年間に、約11万4000人が裁判員となり判決を下しています。

被告人が「行った行為にふさわしい責任を考える」ことを目的としている裁判員制度が国民の間に定着してきた状況といえます。

裁判員の氏名や住所等の個人情報には被告人に知らせることはなく、裁判員への接触は法律で禁止されており、安全な状況を確認しています。法律の知識は、裁判官や検察官や弁護士が解りやすく説明し、それでも解らない場合はいつでも質問できます。

精神的なショックの大きい刺激の強い証拠は、必要とき以外は見せることがないように配慮しています。選任手続においても、担当する予定の事件に刺激の強い証拠があるかを説明しており、辞退も可能です。

裁判員は、18歳以上(令和5年2月以降)の選挙権のある人で、禁錮以上の刑に処せられた人や法曹三者・国会議員等は就職禁止事由となり、70歳以上の人や重い病気等のある人、事業や社会生活上の重要用務(育児・介護等)のある人は辞退が認められています。

裁判員は、恣意的に選ばれるのではなく、3回の無作為の抽選(クジ)によって選任されます。

障害を有する裁判員候補者への合理的配慮の提供についての裁判所の取組みが説明されました。

まず、裁判員候補者名簿登載者となった人に通知する際、重い疾病等の一定の事由がある人に通年辞退事由の有無や希望を調査票を同封して確認し、理由がある場合には、名簿にその旨を登録し、呼び出しを行わないようにしています。

具体的事件で候補者となった人への合理的配慮として、サポートに関する相談窓口があり、その情報を呼出状に同封し、サポート内容を確認し、必要とするサポートを行います。具体的な記載がなくても、詳細な意向確認を行うようにしています。心身の障害を理由とする辞退申出の場合は、裁判体が具体的な事情を踏まえ辞退の可否を判断し、呼び出しの取り消しを行っています。

裁判員となった人への合理的配慮としては、補聴器、骨伝導式補聴器、磁気方式による補聴システム(難聴者の席周辺にループを設置し、ループアンテナ内で補聴器等で受信する音声を増幅させるもの)、筆談器、拡大ルーペ、拡大読書器、点字翻訳機器、点字ラベル作成機能付きラベルライター、音声コード用機器(活字文書の読み上げ等)、昇降機等が準備されています。

裁判員選任手続の当日の合理的配慮として、敷地内駐車場の確保、車椅子の貸出や移動補助、資料拡大・点字印刷、代筆などの記入補助、手話通訳、要約筆記者の手配等や、申出により当日の手続の辞任なども具体的な事情を考慮しながら行っています。

以上のとおり、障害のある人たちの参加の拡大のため、各選任段階での合理的配慮を中心に、円滑に参加できるよう配慮されていることを強く感じた次第です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207



第16回 児童養護施設における子どもの人権保障の実現を求めて

～社会福祉法人運営の児童養護施設における職員による被措置児童への人権侵害等事件
(及び、同施設での被措置児童虐待の通告に対する東京都の調査の不適法)～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 吉川 由里 (62期)

1 申立ての概要

2015年6月、児童養護施設関係者2名が、①児童養護施設(以下「本件施設」という)内において、職員より入所中の児童らに対し、繰り返し継続して身体的・心理的虐待がなされている、②東京都が2013年に本件施設について被措置児童等虐待の通告を受理した後、児童らへの聴取が不十分なために非該当の認定を行い、結果として虐待を継続させたことで、児童らの人権が侵害されているとして、当会に人権救済の申立てを行った。

2 認定事実

調査の結果、本件施設においては、児童の高校進学、携帯電話の契約、アルバイト開始の際に、職員ら6人から8人で当該児童を取り囲んで「誓約書」への署名を求め、「誓約書の内容を守るつもりのない人は、署名捺印する必要はない。その場合は、施設として責任が持てないので、出て行くしかない。」などと説明したことや、職員から児童に対する暴力暴言等が認められた。

また、東京都においても、2013年に本件施設内における被措置児童虐待の通告(児童福祉法33条の12第1項)があったが、児童らが安心して調査に協力できるような環境を整えないままに調査し、結果として非該当との判断をしたこと等が認められた。

3 勧告

当会は、2019年2月13日、本件施設及び東京都に対し、次のとおり勧告を行った。

(1) 本件施設に対しては、職員らが措置された児童らに対し、施設運営に必要不可欠とはいえない規則と当該規則を守れない場合施設にいらなくなるとの記載がされた「誓約書」を提示して署名する

よう求めたこと、その他の職員による児童らへの暴言などの対応は、児童が施設で生活をする上での基本的な安心感を著しく害するものとして、適切な養育を受ける権利(児童福祉法1条・子どもの権利条約19条1項)や意見表明権(子どもの権利条約12条)等を侵害する違法なものであることを確認して、今後は、そうした対応等を行わないように勧告した。

(2) 東京都に対しては、本件施設につき児童福祉法の定める被措置児童虐待の通告がなされたにもかかわらず適切な調査が行われず虐待非該当との判断をしたことなどが上記児童福祉法に違反することを確認し、今後は被措置児童虐待の通告につき法や厚労省の被措置児童等虐待対応ガイドラインが求める適切な調査対応を行うことなどを勧告した。

4 子どもの権利擁護の出発点は意見表明権

本件は、生命・身体を直ちにおびやかすような虐待ではないかもしれない。しかし、親の虐待等の理由で施設に措置されている、言わば他にいく場所のない子どもたちに対し、職員らが「施設にいらなくなる」と暗に示してコントロールしようとしていると考えられたことを、調査部会は重く受け止めた。

児童養護施設など社会的養護の中にいる子どもたちは特に、自分の意見・気持ちを表明することによって今の生活が脅かされるのではないかという不安を抱えている。

意見表明権保障は、子どもの最善の利益を考えるために必要不可欠なものである。昨年の児童福祉法改正にも表れているように、児童福祉領域においても意識が高まりつつあるところであるが、引き続き、意見表明権の実質的な保障を考え、実践していきたい。

第6回 国家公務員法弾圧・堀越事件

猿払事件最高裁判決を変更させた弁護団の努力

会員 菊池 紘 (20期)

1 猿払事件最高裁判決から 30年後の起訴

社会保険事務所に勤めていた堀越氏は、長年にわたって自宅付近で、仕事と無関係に諸々のビラを配布していたが、2004年3月3日に突然逮捕された。2003年10月から11月に休日を利用し私人の立場で自宅付近の住宅に「しんぶん赤旗」号外を配った行為が国家公務員法・人事院規則で禁止している政治的行為に当たるとして。

逮捕された堀越氏は、検事から「君は公務員をとるか、共産党をとるか」「公務員をとるなら略式起訴で終わる」と言われた。しかし、堀越氏は保身を選ばなかった。逮捕に抗議する弁護人に検事は「猿払判決がある以上、起訴せざるをえません」と言った。そして、堀越氏は逮捕からわずか2日後の2004年3月5日に起訴され、同日釈放された。

「公務員の政治的中立性を損うおそれがあると認められる政治的行為を禁止することは」「公務員の職種・職務権限、勤務時間の内外を区別することなくとも」禁止目的との間の合理的な関連性が失われるものではないとした、1974年の猿払事件最高裁判決から約30年も経っていた。この間政治活動に国家公務員法を適用する起訴は皆無だった。

2 29日間におよぶ執拗な盗撮

弁護団の請求に応じて開示された証拠によると、警察官たちは起訴対象となった2003年10月19日、同月25日、11月3日の3日間を含む同年10月11日から11月8日までの29日間、連日、多いときは11人で、堀越氏を尾行して盗撮を続けた。警察官

たちは、自宅前で待ち伏せするなどして、堀越氏が共産党区議会議員事務所や共産党千代田地区委員会に出入りする様子や、マンションや一般住宅にビラを配布する様子を逐一ビデオ撮影した。それだけでなく警察がまとめた一覧表には、集会や会合への参加、知人との付き合い、飲食店で遊興したり病院に通院したこと、冷凍食品の購入など、まったく個人的な行動までが詳細に記録されていた。この29日間に撮影されたビデオテープは、1審開示分、2審開示分を合わせて32本にも及んだ。

折から憲法改悪をめぐり激しい攻防が広がる中で、猿払事件最高裁判決から約30年の沈黙を経て起訴したその意図は、国公法102条1項と人事院規則を改めて発動できるようにし、それをもって国家公務員の政治活動を一律に広く禁圧することにあった。

3 月2回開廷と警察官に対する尋問

公判が始まると1審の裁判官は「2年で結審・判決まで」と言い、月2回開廷を求めた。弁護団は討議を重ねたうえで、覚悟を決めてこれを受けて立つことにした。また、弁護団は、重要なやり取りは事前の非公開の協議ではなく、全て公判で傍聴人の目の前で進めるという原則を貫いた。こうして傍聴人が裁判の進行を理解したことはよかった。

警察官証人11人を1年以上にわたって尋問した。一人ひとりの警察官の尋問ごとに、盗撮ビデオを上映し、その経過を説明させ、捜査の違法性について反対尋問を行う。それが毎回のパターンとなった。これを通じて捜査の端緒と違法捜査を明らかにできた。

マスコミの関心は表に出た「盗撮ビデオ」問題で一気に高まった。裁判所がこれらのビデオの一部を違法として証拠排除したことは「異例の決定」と報道された。

4 1審での執行猶予付き罰金刑と 2審での適用違憲無罪

1審判決はこれまでに例を見ない執行猶予付き罰金刑だった。ビラ配布を「公務員の政治的中立性を損なうおそれの高い行為に及んだのであるから、それによって法益侵害の危険を抽象的にせよ発生させたといわざるを得ない」とする一方で、執行猶予の理由を「直ちに行政の中立性とこれに対する国民の信頼を侵害したり、侵害する具体的な危険を発生させたりするものではなかった」こととした（平成18年6月29日東京地裁・毛利光晴裁判長）。

しかし、2審は、「罰則規定を適用して被告人に刑事責任を問うことは、保護法益と関わりのない行為について、表現の自由という基本的人権に対し必要やむを得ない限度を超えた制約を加え、これを処罰の対象とするものといわざるを得ないから、憲法21条1項及び31条に違反する」と適用違憲判決を下した（平成22年3月29日東京高裁第5刑事部・中山隆夫裁判長）。この中山判決で適用違憲とする判断の根底には「盗影ビデオ」問題があった。

5 事実上の猿払事件最高裁判決の変更

検察側は、この判決を不服として上告した。最高裁での審理を前にして弁護団は、必ず猿払事件

最高裁判決の変更を勝ち取り、同判決の基礎にある「公務員の政治的中立性」論を打ち破ろうとした。

最高裁判決（平成24年12月7日最高裁第2小法廷・千葉勝美裁判長）は、「配布行為は、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に（中略）行われたものであり、職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しない」として無罪とした。特に須藤裁判官の補足意見が重要である。そこでは「いわば、一私人、一市民として行動しているとみられるから、（中略）被告人の本件配布行為からうかがわれる政治的傾向が被告人の職務の遂行に反映する（中略）蓋然性について合理的に説明できる結び付きは認めることができず、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるとはいえない」とされた。

弁護団が力を入れた「盗撮ビデオ」問題については、判決文の表にこそ出ていない。しかし、それに先立ち、地裁判決は盗撮ビデオの一部を違法として証拠排除しており、裁判所もこのような違法な捜査手法を重く見ているものと思われる。

構成要件の解釈か適用違憲かの議論は残ったものの、この最高裁判決により、堀越氏の無罪は確定した。そして、猿払事件最高裁判決における「公務員の職種・職務権限、勤務時間の内外を区別することなく、あるいは行政の中立的運営を直接、具体的に損う行為のみに限定されていないとしても」政治的行為は許されないとする判断もまた、変更されたものと評価できる。

第3回 公判前整理手続を活用する

刑事弁護委員会委員 坂本 一誠 (70期)

1 公判前整理手続に付すメリット

裁判員裁判非対象事件では、実務上は、弁護人の請求によって裁判所が必要と判断した場合に公判前整理手続または期日間整理手続（以下「整理手続」という）を行うことが通常で、職権により整理手続に付されることは稀である。

整理手続のメリットは、相手方の「後出し」を回避することである。事前に当事者が証明予定事実記載書及び予定主張記載書によって主張を明らかにする一方、整理手続終了後は、「やむを得ない事由」（刑事訴訟法（以下「法」という）316条の32）のない限り、新たな証拠調べが請求できなくなる。証人尋問終了後に、検察官による補充立証が繰り返されることを防ぐことになり、あらかじめ防御の対象が明確に特定・固定され、当事者主義の徹底につながりうる（もっとも、実際には、職権証拠調べが行われたり、不意打ち的な事実認定がなされたりすることがあり得ないわけではない）。

また、整理手続の非常に大きいメリットとしては、検察官から充実した証拠開示を受けられることが挙げられる。整理手続に付されない通常の公判手続では、検察官が請求証拠以外の手持ち証拠を弁護側に開示する法律上の義務はない。当該事件の検察官の手持ち証拠のうち開示されている証拠の割合や開示されなかった証拠の内容を弁護人が確認できないだけでなく、そもそも検察官の手持ちにない証拠（警察官から検察官に送致されていない証拠は想像より多数あり、また鑑定に関する図表やグラフ、ノートなども検察官の手持ち証拠になっていないことが多々ある）の開示や、弁護人が知らないところでなされた補充捜査後の証拠などの開示にも不安が残る。これらの証拠については、整理手続においては裁定請求をなすうことを踏まえて、最終的に開示されるケース

も多々存在し、それは整理手続外での検察官の任意開示では必ずしも十分な開示を受けられない現状を端的に示すものである。弁護人が盤石なケースセオリーを構築するには、多くの情報を証拠開示によって取得する必要があるが、その手段として任意開示は甚だ不完全である。

一方で整理手続では、検察官から手持ち証拠の一覧表の交付を受けることができ（法316条の14第2項）、開示された証拠と証拠一覧表を対照することで、検察官の手持ち証拠のうちどの程度の証拠が開示済みであるのかを把握することが可能である。また、類型証拠開示請求（法316条の15）や主張関連証拠開示請求（法316条の20）を行った場合には、類型証拠や主張関連証拠に該当する証拠については検察官に開示義務がある。類型証拠や主張関連証拠への該当性について当事者間で争いがある場合には、裁判所に裁定請求をすることもできる（法316条の26）。任意証拠開示よりも徹底した証拠開示を受けることができる。

2 裁判官を説得するための勘所

事件を整理手続に付するためには、その旨の請求書を裁判所に提出しなければならない。起訴後に担当部が決まると、書記官から第1回公判期日の日程調整の連絡が来る。その際、第1回公判期日の日程調整に応じないまま、整理手続に付する請求をすることを説明すると、裁判所から整理手続を行うかどうか決めるための弁護人・検察官・裁判所の打ち合わせ期日を設定する旨の打診があることが多い。

整理手続に付する請求書には、条文上の要件である「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要がある」（法316条の2第1項）ことを説得的に記載しなければならない。整理手続が「事

件の争点及び証拠を整理するための公判準備として」(同条項)行われる手続であることを踏まえて、通常の公判手続によらず、整理手続によって主張や証拠の整理を行う方が、迅速かつ充実した審理に資することを説明する必要がある。重要なポイントには以下のようなものがある。

まず、開示証拠の内容次第で、いくつか可能性のある主張の中から弁護側の主張を決定する必要がある場合には、争点を絞り込むため、整理手続の必要性が高いことを説明し易い。例えば共犯事件において、共謀を争うのか、客観的構成要件の一部を争うのかなど、幅広く証拠開示を受けた後でなければ争点を確定できないことを具体的に説明することが効果的である。

次に、事案の性質を踏まえて、証拠整理の必要性が高いことを説明すべきである。例えば、共犯者の多い事案や、詐欺・横領の事案など多くの関係者がいる事案の場合には、検察官請求証拠のボリュームが多くなり、弁護側が不同意意見を述べた場合に証人請求が見込まれる関係者も増える傾向にある。強制性交等や傷害など、一見すると被害者の供述を直接証拠とする単純な事案のように見えても、被害者の供述の一貫性を争うため、被害者の主治医や家族・知人など、複数人の証人尋問の可能性が具体的に想

定される事案もある。こうした事案の場合には、真に必要な証拠・証人を絞り込む観点から、証拠整理の必要性が高いことを説明し易い。

更に、通常の手続よりも、整理手続による方が、迅速な審理に資することをアピールすることも大切である。打ち合わせ期日では、裁判官が弁護人に対し、「検察官による幅広い任意開示が行われれば十分ではないか」と述べ、検察官もこれに同調し、弁護人に整理手続を諦めるように強く働きかけることが非常に多い。弁護人としては、仮に整理手続に付されない場合、十分な証拠開示が行われたと判断できなければ、罪状認否も証拠意見も一切明らかにできないという姿勢を明確にし、任意開示をめぐるやり取りが繰り返されることによってかえって手続が長期化することを説明する必要がある。証拠開示の必要があることのみをもって裁判所を説得しようとしても、「検察官による任意開示で十分である」と考えている裁判官を説得することはできない。あくまで、整理手続の目的に照らしてこれを行うことが迅速かつ充実した審理に役立つという説明が大切である。

そして、実際に整理手続に付された場合、弁護人も可能な限り迅速な争点・証拠の整理に協力すべきである。自ら積極的に証拠開示請求書の提出期限を提案し、その期限を厳守する姿勢が求められる。

贖罪寄付を東弁に！～法律援助事業の貴重な財源です～

東弁では、被疑者・被告人の改悛の真情を表すための「贖罪寄付」を受け付けています。贖罪寄付をしていただいた場合には、日弁連・東弁連名の証明書を発行しますので、情状証拠として提出可能です。

東弁に対する贖罪寄付は、日弁連が行う犯罪被害者、外国人、子ども、ホームレス等法律援助事業の貴重な財源となっています。また、被疑者弁護援助・少年付添援助の接見等の加算援助の財源でもあります。1万円、5万円といった贖罪寄付も受け付けています。是非、贖罪寄付は東弁をお願いします。

*申込書・詳細は当会会員サイトからダウンロードできます。「贖罪寄付」で検索してください。



*問い合わせ先：人権課 TEL 03-3581-2205

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第14回 東京弁護士会の前進

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 増岡 研介 (41期)

明治26年、2つの代言人組合を統合して、激しい内部対立の末に設立された東京弁護士会は、その後、正義を求めて一歩ずつ前進しました。

1 まずは、奥平昌洪著「日本辯護士史」(大正3年11月15日)から、いくつかのエピソードを拾ってみましょう。



- (1) 明治27年5月20日、通常総会において、「大審院・東京控訴院は民事原告人に刑事記録の閲覧又は謄寫を許せるに獨り東京地方裁判所に於ては之を許さざるを以てそが慣例の變更を請求」したとあります。
- (2) 同年7月13日、臨時総会において、懲戒にも関連しそうな会則の修正案が否決され、以下のような総会決議案が可決されました。その理由は書いてありませんが、懲戒事由となり得る事項を会則に示すのではなく、総会決議をもって例示することを選択したように見えます。

「第一 辯護士業務ノ標示又ハ廣告ニ不實ノ事項ヲ掲ケ其他卑陋ノ文章若クハ方法ヲ行使スルコト
第二 訴訟代理ノ委任ヲ為サシメンカ為メ卑陋ノ方法ヲ以テ依頼者ヲ勧誘シ又ハ他人ヲシテ勧誘セシムルコト

右第一及ヒ第二ニ該當スル行為ハ會則第二十六條ノ辯護士ノ品位ヲ汚ス行為ト認ム 依テ茲ニ之ヲ決議スルモノナリ」

弁護士自治の無かった当時、懲戒が検事正の請求に基づいて控訴院の懲戒裁判所によって行われていたことには注意しなければなりません。弁護士会の中でこのような自浄的な内容に関する議論がなされていたことは注目に値します。

- (3) 明治29年5月26日、通常総会において、「會則第

二十六條に「辯護士タルノ品位ヲ汚スヘキ行為アルトキ」とあるを「辯護士タル職務上ノ義務ヲ盡ササルトキ」と改め同條の末に「但シ其行為ニシテ懲戒訴追ヲ求ルニ足ラサルモノト認メタルトキハ将来ヲ戒告スルコトヲ得」の一項を増補することを議決し」とあります。近時、長く規範とされてきた「弁護士倫理」が「弁護士職務基本規程」となったことを想起させます。

- (4) 明治34年頃の弁護士の風俗について面白い記載があります。

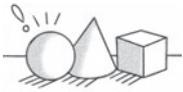
「辯護士法施行以来辯護士の位地は日に上進し風儀も月に改まりしが改正條約施行の頃より漸く面目を一新するに至れり 其服装も四五年前までは華奢を極め高帽美服輕車を飛ばせて裁判所に出入りし縮緬の羽織風通の著物仙臺平の袴を着け中には青色の襟紅色の袖裏などをちらつかせ雪駄を引摺り宛然壯士役者の殿様の如き風を為す者ありしが改正條約施行の頃より漸く質素に赴き三十四・五年の頃に至りてはサックコートに身を固めたる輕き打粉尤も多く木綿の五紋小倉の袴など珍しからぬ有様と為れり」

- 2 東京弁護士会百年史には、例えば次のようなエピソードが紹介されています。

大審院が誤って法律施行前の行為について当該法律により有罪を宣告したが、抗議を受けた後、無罪の判決謄本を送達したという事件について、東京弁護士会は、調査の上、明治37年、司法大臣に対して建議書を提出しました。大審院の言訳は、「裁判長力誤テ反古トナリタル有罪ノ判決書ヲ法廷ニ携帯シ判決ヲ言渡シタ」というものだったようで、建議書は、理由も述べつつ、「是レ容易ニ信スヘカラサル事態ニ属ス」と断じています。5名の大審院判事が依願免官となったようです。

- 3 以上のような活動の間、会館の建設計画が進みましたが、これについては、次号にご期待ください。

役立つ！ 会務活動



vol.4

備えあれば憂いなし

会員 加藤 滉樹 (74期)

1 はじめに

私は、当会の災害対策・東日本大震災等復興支援委員会に2022年度研修員として参加している。当委員会に参加して日が浅く至らない点ばかりかと思料するが、当委員会での活動経験について執筆させていただく。

2 当委員会について

当委員会は、様々な災害研修や各地での災害被害関連の法律相談、当会会員に対する安否確認テストの実施など、過去の災害被害への支援や将来の災害対策の活動を行っている。なお、当会の新人弁護士の方々は記憶に新しいことと思うが、新規登録時に配布されたサバイバルカードも当委員会が制作に携わったものである。

3 研修：弁護士会館防災センター見学

私が当委員会ですべて初めて参加した研修が、2022年11月9日に行われた弁護士会館防災センターの見学研修である。防災センターでは各種災害に対応する様々な設備を備えており、本研修ではその一端を垣間見ることができた。いざというときのための食料や飲料水、

毛布などの備蓄や普段は立ち入ることのできない屋上ヘリポート等の見学などを行い、普段何気なく



弁護士会館屋上ヘリポートからの眺望

使用している弁護士会館ビルも上記のような設備や防災センターの方々の尽力のもとに安心して使用できているのだと実感することができた。1時間程度の短い時間ではあったが大変有意義な研修であった。

4 おわりに

当委員会の活動は、平時には特段目立たないものであるかもしれない。しかし、昨今の我が国のようにいどこで災害が起こってもおかしくない状況では、日々の備えがしっかりしているからこそ安心して日々の業務に励めるというものである。私は未だ研修員の身であるが、日々の弁護士業務と並行して様々な活動を行っている当委員会の先輩方をお手本に今後も積極的に委員会活動に取り組んでいきたいと思う。



こちらから読んでね

春らしいお菓子作り



東京弁護士会の「同好会制度」

vol.6 オペラ愛好会 "La Campanella"

東京弁護士会オペラ愛好会 事務局長 田島 正広 (48期)



1 オペラ愛好会とは？

東京弁護士会オペラ愛好会 "La Campanella" (ラ・カンパネッラ、以下「オペラ愛好会」といいます)は、東弁5番目の同好会として令和3年6月に発足しました。吉岡桂輔会長、伊藤茂昭副会長の下、正会員(東弁会員)31名、準会員(他会会員外)6名の皆さんで運営しています。オペラ通の方もオペラは初めてという方もウェルカムな会で、自主企画のコンサートや新国立劇場をはじめとする各種オペラの鑑賞会を実施し、オペラを愉しむと共に会員相互の親睦も深め、ともすると疲弊しがちな弁護士生活に彩りと輝きをもたらそうとする趣旨にて活動を展開しています。"La Campanella"とは小さい鐘を意味しますが、小さい鐘がいつかは大きく鳴り響いてほしいとの願いを込めた命名となります。会規約にて入会金、年会費は無料、連絡手段はメールのみとし、イベント毎の受益者負担にて運営していますので、気軽に参加しやすい同好会です。

2 オペラの愉しみ

オペラというと、「敷居が高い!」と言われがちです。それこそ正装して畏まって観に行くものと誤解されることもあります。そういうフォーマルな機会は実はごく限られた場合であり、歴史的にも18世紀末以降は庶民が気楽に愉しむ芸術となっています。日本では海外のオペラ座の引越越し公演のチケットは非常に高額になりがちですが、日本の一線級の歌手の水準は実は世界レベルですから、穴場の公演はいろいろあるものです。

オペラ作曲家は、多くの場合脚本作家と連携してその台本を基礎に作曲し、原作の良さを2~3時間程度の

作品に凝縮してドラマティックに表現します。歌手、合唱団とオーケストラが一体となった公演では、ソロ歌手のアリアから二重唱をはじめとする重唱、合唱団による合唱、そしてオーケストラによる前奏曲や間奏曲など、様々な楽曲が展開し、バレエが披露される作品もあります。指揮者と演出家の指導の下で歌手には、歌唱はもちろん、演技に至るまで感情豊かな表現が求められます。その感動的な歌唱を目の当たりにして、「作品のストーリー展開は分かっているのに、どうにも涙が止まらない!」という経験をしたことのあるオペラファンは数多いことでしょう!!

同じ作品でも指揮者が違えば、音楽的な解釈がかなり異なることもあります。また、演出は音楽にはタッチすることなく創作性を発揮できる領域として、より一層自由度が大きくなります。例えば、紀元前のユダヤを舞台にした作品「ナブッコ」で、ユダヤに侵攻するアッシリア軍を、現代の百貨店を襲撃するテロリストに見立てた演出もありました(新国立劇場)。現代風演出は演出の幅が広がる一方で、作品の時代性が希薄になるデメリットもあります。「今日の演出はちょっとなあ」といった会話は、ファンの間では終演後によく交わされます。ヨーロッパの歌劇場でよく観られる、最終幕の幕が下りた瞬間の大ブーイングは、まさに演出に対する観客のメッセージです。

今やオペラ公演には字幕が付くのが当たり前ですから、思い立っていきなり公演を観に行かれても十分楽しめますが、予習をして臨み、あるいは同じ作品を違う演奏で観ることで、さらに愉しみが増えるといえるでしょう。

歌唱に焦点を当てると、例えば、テノール(男声高音パート)のアリアで最高音域のハイC(高音のド)が綺麗に決まるかは、フィギュアスケートの4回転ジャンプ

のそれにも匹敵するもので、観客も今日の歌手の調子はどうかと手に汗握りながら、その瞬間を待つものです。有名歌手でも必ずしも本調子でない場合もあります。逆に新進気鋭の若手が突き抜けた素晴らしい歌唱を披露することもあります。まさに、一期一会の感動に出逢えるのがオペラであり、そんな感動体験を共有できる仲間の輪がオペラ愛好会なのです。



2022年3月 新国立劇場にて

3 オペラ鑑賞会、コンサートの実施

オペラ愛好会では、設立以来2、3か月に1度、新国立劇場のオペラ、あるいは会派でも優待が実施されているクオーレ・ド・オペラの公演の鑑賞会を実施して来ました。当会では関係者の伝手もあって、佳いお席を優待価格にてご提供させて頂いています。そして、鑑賞会の後には食事が付き物でして、オペラの感動に酔いしれながら乾杯し、公演の出来栄を語り、感動を高め合います。

また、レストランを貸し切って歌手とピアニストをお呼びして開催する自主企画コンサート（「ワインを飲みながらオペラを愉しむ会」）は、新型コロナ感染症が収束

しない中では実施が難しかったのですが、2022年7月上旬に漸く第1回コンサートをテノールの^{あんぼ}安保克則さん、ピアニストの篠宮久徳さんをお呼びして実施しました。プロの部の華麗な歌唱コーナーの後は素人の部として、皆さん（当職含むw）大いに歌われました！こうした企画はこれからもどんどん実施していく予定です。吉岡会長にはこれらのイベントになんとほぼ毎回ご参加頂いており、今やどなたよりもオペラ通でいらっしゃいます!!

この他、会員の中には、市民合唱団などの団体で活躍している会員や自主企画で自ら歌われる会員もいます。こうした機会を共有することもまた、オペラの愉しみの一つといえるでしょう。

4 入会方法

いかがでしょうか。オペラ愛好会に少しご興味をお持ち頂けましたか？オペラ愛好会への入会をご希望の方は次の連絡先にご連絡ください。どなたでもウェルカムです！

「いきなり入会はちょっと…」というあなた！まずは一度オペラ鑑賞会でご一緒してみませんか!! ご連絡をお待ちします！



2022年7月 自主企画コンサートにて

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

41期(1987/昭和62年)

楽しかった修習時代



会員 綾 克己 (41 期)

1 記憶の彼方

LIBRA に修習時代の思い出を書いて欲しいと頼まれ、解りましたと答えたものの、特別なエピソードや思い出が文章化できるほど具体的に出てこない。弁護士登録をしたのは、平成元年4月だったから、もう約35年前のことであり、詳細は覚えていないがとにかく楽しかったことだけは覚えている。いい機会なので、卒業して1度か2度しか開いたことのないアルバムを探し出して開いてみることにした。

2 アルバムからの記憶の喚起

B4サイズ横綴じの青い分厚い表紙のアルバムである。横綴じで左には白いくつもの糸が束になって綴じられている。表紙左上には修習生バッチの模様が、右下には1989の数字が、それぞれ金文字で刷り込まれている。

表紙を開くと、小野所長、柳瀬副所長の大きな写真が印刷されており、更にめくると当時の矢口最高裁長官、前田検事総長、藤井日弁連会長の写真が大きく掲載されている。さて、何組だったかよく覚えてないが、学友欄を開いていくと3組修習生欄のトップに私の若かりし頃の写真が掲載されていた。この頃は、たぶん体重が70キロ強だったと思うので、顎のラインもすっきりしており、我ながら一見なかなかの好青年である。

民裁の鳥越教官、片山教官をはじめ、刑裁の北島教官、検察中村教官、民弁岡部教官、刑弁高氏教官の写真の下に46名の修習生の顔写真が載っている。さすがに、全員覚えている。思い出の欄を開くと、くだけた皆の写真が次々出てくる。

残念ながら、修習時代の半分以上は実務修習なの

だが、実務修習の写真はアルバムには載っていない。

3 楽しかった修習時代

遺憾ではあったがなかなか司法試験には受からず、28歳でやっと合格したため、クラスの中ではどちらかという年長であった。しかし、やっと受かった解放感と、遅れた分を弁護士になってから取り戻すため、修習時代は最後の遊びの期間だと割り切って楽しく過ごした。

そのため研修所の成績は良くなかったと思う。

前期修習で授業が始まった頃、湯島の研修所には燦爛と朝日が降り注いでいた。座席はあいうえお順だったので、私は1番であり正にぼかぼかと温かい朝日が直撃する席であった。午前9時授業開始であったが、前日は当然のことながら社会勉強に勤しみ深酒をして体力を消耗しており、授業は苦手の刑事裁判であった。北島教官の授業が始まった途端に強烈な睡魔が襲ってきた。コクリコクリしていたが、もう耐えられないのでネクタイを外してうつ伏せになって寝てしまった。決して北島教官の講義がつまらないとかそういう問題ではない。程なくして、北島教官の怒声が飛んできた。さすがに、やばいと思った。

二回試験の時には、北島教官が面接試験官であった。その時は、仏のような顔をされていたが、私が助け舟になかなか乗らないので、だんだん険しい表情になった。

何とか二回試験は通ったものの、後に北島教官から面接のときにはひやひやしたよ、卒業できてよかったなと言われた。

北島教官、その他教官の方々、同期の皆さま、どうも有難うございました。

弁護士登録1年目を振り返って

あぶみ よしのぶ
会員 鑑 由暢



1 はじめに

私たち74期は、緊急事態宣言の影響で司法試験の実施が約3か月延期され、司法修習の日程も後ろ倒しになったため、一斉登録日が2022年4月21日となった。75期が一斉登録した2022年12月8日の時点では未だ登録から約7か月の状態であったが、名実ともに2年目の先輩弁護士となるにあたって、弁護士登録1年目を振り返りたい。

2 業務や会務等で経験したこと

(1) 業務について

私の所属事務所では約2か月の新人研修があるため、実際に弁護士業務を行うようになったのは、2022年6月からである。それから約8か月が経過するが、訴訟、危機管理、コーポレート、ファイナンス等の幅広い分野の案件を経験した。特に、特許権侵害訴訟や税務訴訟という深い専門性の必要な訴訟や、迅速な判断が求められる危機管理の案件は印象に残っている。

(2) 会務について

私は、新規登録弁護士研修の一環で、新進会員活動委員会に研修員として所属している。新進会員活動委員会は、登録5年目までの当会会員により構成される委員会であり、「新入会員歓迎会」や、若手会員が当会会長・副会長と語り合う「若手弁護士が語る会」等の企画を実施する委員会である。特に、「新入会員歓迎会」では、迎える側の大変さを経験することで、諸先輩方に温かく迎えていただいたことのありがたさを改めて実感した。

3 先輩や同期との交流で経験したこと

(1) 事務所内の活動について

私の所属事務所では複数のサークルが月に1回程度

の頻度で活動しており、私も、フットサル、テニス、バスケットボール、ウォーキング・ランニング、将棋等の様々なサークルに参加している。普段の業務では一緒に働くことのない方々と交流する貴重な機会であり、また、体力作りのための良い機会となっているため、今後も活動を継続していきたい。

(2) 事務所外の活動について

私は、所属事務所の先輩である石黒美幸会員に導かれて所属した会派で、様々な会派活動を経験した。私のような若手弁護士からベテラン弁護士まで、世代を超えた様々な当会会員が集まる場であり、事務所外の方々と親睦を深め、自らの識見を向上させる良い機会となっているため、今後も活動を継続していきたい。

また、司法研修所の民事弁護教官である田中秀幸会員とのご縁もあり、伊藤茂昭会員を紹介していただき、当会の宝塚歌劇愛好会にも所属している。私は、当会の宝塚歌劇愛好会に入会するまで宝塚歌劇を観劇したことはなかったが、入会後に複数回の観劇を経験し、その度に、タカラジェンヌの方々がプロフェッショナルとして芸事を極めようとする真摯な姿勢に感銘を受け、自らも法律のプロフェッショナルとして顧客に恥じない仕事をしようと決意を新たにしている。

4 おわりに

これまでの弁護士登録1年目を振り返ってみると、右も左もわからないまま無我夢中で走り抜けた1年であり、成長できたという実感は全くないのが実情である。もっとも、名実ともに2年目の先輩弁護士となることから、心身の健康を維持し、仕事の研鑽を深め、公私ともに充実させ、先輩として恥じないような弁護士になれるよう努めたい。

『天気の子』

2019年／日本／新海誠監督作品

大人はきっと、
君たちの役には立たないよ

会員 豊崎 寿昌 (48期)



「天気の子」スタンダード・エディション
Blu-ray & DVD 発売中
Blu-ray: 5,280円 (税抜価格 4,800円)
DVD: 4,180円 (税抜価格 3,800円)
発売元: STORY / 東宝
販売元: 東宝
© 2019「天気の子」製作委員会

言わずと知れた「君の名は。」で社会現象を起こした監督の次作品（最新作は昨年11月公開の「すずめの戸締まり」）で観客動員1000万人を超えた2019年の国内興行最大ヒット作である（のであらずは割愛する）。ではあるが観客層は比較的若年層に偏っており、中高年が多い我が業界ではご覧になっていない方も多いかも知れない。

流行りのキャラクター造形のアニメーション映画で夏休みに公開された十代少年と少女のボーイミーツガールという外形を取る本作品であり、異常ともいえるリアルで高精度で光にあふれた背景とロックバンドであるRADWIMPSの劇伴と5曲もの挿入歌によって盛り上げられるクライマックスへの流れは完璧で、当然若者はそういう映画として楽しんで観る（本来そう観るのが正しい）のだが、思春期時代を遠くに置いてきた我々中高年が見ると、本作は同時期に公開されたいくつかの作品と同様、その背後に現代社会の矛盾を滲ませた問題作品である。雨が降れば水没する半地下の住まいから格差を描くのは「パラサイト」と、偶然入手した拳銃を発砲してしまうことで主人公が転落していくのは「ジョーカー」と、疑似家族が社会の「正しさ」の前に解体を余儀なくされるのは「万引き家族」と共通している。

そういう評論家的表現を描いて業界的な話をすると、本作での少年犯罪に対する警察、児童相談所まわりの描写が意外にも結構まともであることに

驚かされる。未成年労働発覚からの児童相談所通報、行方不明者届のみでは全く動かない警察が銃器犯罪がらみとなると最優先で捜査に動き、当初は逮捕せず任意同行の体を取り、主人公が逃亡するとなりふり構わず逮捕にかかるなどの一連の対応は一応現実でも説明がつく。ちなみに知り合いの家裁の調査官の方に聞いたところでは、家裁内部でも若手調査官は本作品を評価せず、ベテラン調査官は評価する傾向があるとのことで、作品内の老若刑事コンビと共通しているところが面白い。

世間でこの作品を評価しない声を見ると、前述の銃器発砲を筆頭に主人公（16歳）が逸脱行為をしまくることを許容できないというものが多い。規範に違反したら悪であり、罰を受けなければならず、主人公が少年審判の結果保護観察処分のみで済んだことを許せないらしい。ひいては主人公達が（世界を変えてしまったという責任を引き受けつつ）前を向いて終わるという結末にも反発がある。新海監督はそういう反応が出ることをわかっている、敢えて意見の分断を炙り出すために本作を作っている節さえある（本稿の表題は監督が本作公開に当たって某雑誌の取材に答えたもので、「大人」と「子ども」で全く違って見えてしまう本作が自覚的に作られていることがわかる）。我々弁護士としては、例えば少年法改正問題や死刑制度廃止問題で、そのような層に対してどんなアプローチと対話を持ちかけるべきなのか、考えさせられる。



手しごと (物作り)

会員 横山 正夫 (34期)

子供の頃から物を作ることが好きだった。秋に街路樹の枝落として落ちた枝を削ってチャンバラごっこをしたり、発売されはじめたプラモデルを組み立てたり（今の製品のような精密で、ピタリと部品が合う品物ではなく、完成に四苦八苦した思い出がある）、長じては木工、漆塗り、鉄道模型作りと物を作ることが好きで、将来は物作りの職人になるのもいいなと漠然と考えることもあった。

しかし、祖父が弁護士（亡奥田實）、叔父が裁判官（亡奥田英一）の家系に生まれ、いつの間にか司法試験受験生となり、弁護士40年となった。だが、この間も手しごとへの興味は続き、日本には職人が何代にもわたり受け継ぎ、発展させてきた多種多様な工芸品があり、その用の美に根ざした力強く、安定した美しさに惹かれるようになった。

いわゆる柳宗悦の提唱した民藝の世界に踏み込んだことになる。今、柳宗悦の民藝論を述べるつもりはないが、伝統的な手しごとに興味を持つと、その製品がいかに歴史、風土、社会情勢と結びついて発展してきたかがわかり、なお深みにはまった。例えば、九州の焼物を例にとっても豊臣秀吉の文禄、慶長の役で朝鮮半島から陶工が連れてこられなければ、九州の焼物そして今日の日本の焼物は存在しなかった。唐津、伊万里、小袋（しょうたい）、薩摩等の焼物はすべてが朝鮮半島から連れてこられた陶工により開窯された窯だ。また、日本初めの磁器もしかりで、朝鮮半島の陶工による有田泉山の磁土の発見に始まり、その後、中国の赤絵の技術も吸収して発展するが、この有田磁器の発展も当時の世界情勢を抜きに発展できたものではなく、当時、ヨーロッパへ大量の磁器を輸出していた中国「明」がその消滅に至る国内情勢から輸出禁止処置をとったため、その代替として有田磁器

の輸出が始まり、大量生産と技術革新が進み、有田焼の確立をみたのだ。

焼物に限らず、日本には庶民が営々として作り続けてきた筥、籠、漆器、織物、染物、はさみ、農具等々があり、それらがすべて歴史、風土に根ざしていることがわかると、これらの工芸品の現在位置が気になってくる。現代生活では生活様式の変化・化学製品の進化で旧来の日常生活必需品であった壺、瓶、籠、和服などは日常生活には不要となり、伝統的な手しごとは存続の危機にあることがわかる。

自動車エンジンも電気に置き換わり、紙文化もデジタルに置き換わり、よりクリーンで効率的な世の中になることは人類の発展にとって望ましいことであることは間違いないが、人間はどこまでいっても生身の人間であり、情操面での人間性はなお大切にしなければならず、日本人としてその伝統と風土に根ざした職人の手しごとは、今後も継続して作られ、次の世代にも引き継がれなければならないと思う。

私は、伝統的な職人による手しごとを次代に承継するために「手仕事フォーラム」という活動を応援しているが、なおこの活動を活発化させたいものだ。



江戸期より一子相伝で地元の土を使い、蹴口ク口で成形し、登窯で焼いている大分県小鹿田の蓋付大甕です。(筆者所蔵)

敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有に反対する会長声明

1 政府は、本年12月16日、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保三文書(以下「三文書」という。)の改定を閣議決定し、敵基地攻撃能力を保有し活用していく方針を明記した。

三文書では、これまで政府が使用してきた「敵基地攻撃能力」に代えて「反撃能力」という用語が用いられている。しかし、相手国がミサイル等を発射する前の段階で「攻撃に着手した」とみなして攻撃することや、集団的自衛権の行使を容認した2015年の安全保障法制(以下「安保法制」という。)以降は、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃を行った国への攻撃も含まれることが想定されているため、「反撃」という用語は不適切である。

2 敵基地攻撃能力について、かつて政府は、「急迫不正な侵略があり、そのまましておればただ座して自滅を待つのみという場合において他に方法がないときには、敵地をたたくということもあり得、それは法理的に自衛の範囲である」旨の見解を述べたことがある(1956年答弁)。しかし、自衛の範囲に関する一般論と、我が国の憲法のもとで保持しうる自衛のための実力は、全く別の問題である。

政府は、1972年の政府見解において、「平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。」として、自衛権の行使が憲法上許される場合を限定した(自衛権発動の三要件)。

その上で、政府は、自衛力は他国に脅威を与えるものであってはならず、個々の兵器に関しても、他国の領域に対して直接脅威を与えるような攻撃的兵器(ICBM、中距離・長距離弾道弾、長距離核戦略爆撃機、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母等)の保有は、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため許されないとし、保持しうる実力の程度を限定する憲法解釈を確立してきた。

敵基地攻撃能力の保有は、このような確立した憲法解釈を大きく変更するものであり、十分な理由も合理性もなく行うことは許されない。

3 敵基地攻撃能力の保有について、政府が掲げる理由は安全保障環境の変化のみであるが、具体的に何がどのように変化

したのか、その変化を踏まえて敵基地攻撃能力の保有が我が国の安全保障に資するといえるのか、そのような能力を持つことが憲法上なぜ許されるのかについて、十分な説明は全くなされていない。

自衛権の発動要件である「急迫不正の侵害」としての、他国による攻撃着手は、弾道ミサイル等が飛来する段階でさえ、我が国に対する武力攻撃がなされようとしているのか否かを正確に判断することはできないのであるから、発射前の段階ではなおさら正確な判断ができるものではない。判断を誤れば、国際法上も違法な先制攻撃になる。

また、上述のように、安保法制の下、我が国に対する武力攻撃が発生していなくても「我が国と密接な関係にある他国」に対する武力攻撃が発生した場合に自衛権は行使できるとされており、この場面における敵基地攻撃は、攻撃を受ける側からすれば、日本に対して一切攻撃していないにもかかわらず日本から先制攻撃がされた、という事態にほかならない。

4 抑止力の強化が我が国の安全保障に資するとの考え方もあるが、このような抑止力論には、自国が抑止力を高めれば相手もさらに軍備を増強し、とめどない軍拡競争に陥るといった限界がある。

また、抑止力論のみに安易に依拠した安全保障の考え方は、将来の我が国や近隣諸国、そして全世界の緊張を高めるものであり、「平和のうちに生存する権利」という憲法の恒久平和主義の理念に反するものである。

政府は、三文書の説明において、ロシアによるウクライナ侵攻にも触れているが、むしろ、ウクライナでも子どもを含む多数の一般市民に犠牲者が出ているという実態こそが戦争の真実であり、日本国憲法の恒久平和主義はこのような戦争の悲惨な実態を踏まえたものであることを改めて認識すべきである。

5 2014年以降、当会は、長年にわたって確立された憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使等を容認した安保法制に対し、憲法9条の恒久平和主義に違反し、立憲主義・国民主権をないがしろにするものとして、強く反対してきた。

今回の政府による三文書の改定、敵基地攻撃能力の保有は、安保法制と同様に、憲法改正手続を潜脱して、恒久平和主義を骨抜きにしようとするものである。

よって、当会は、恒久平和主義、立憲主義、国民主権を堅持する立場から、これに強く反対するものである。

2022(令和4)年12月27日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

入管法案の再提出に反対する会長声明

各種報道によると、政府は1月23日召集の通常国会に、2021年に廃案となった入管法案(以下「旧法案」という)をその骨格を維持したまま再提出する方針であるといわれている。

旧法案及びそれに先立つ「収容・送還に関する専門部会」の提言や、2022年春のウクライナから逃れてきた人々の受け入れを契機とする旧法案の再提出の動きに対しては、当会の会

長声明で繰り返し、その問題点を指摘してきたところである(2019年10月31日、2020年6月22日、同年12月21日、2021年3月8日、同年5月17日、2022年6月2日)。

今回、提出方針と報じられている法案(以下「再提出予定法案」という)では、難民認定申請により送還停止の対象とされるのは原則2回までとし、3回目以降の申請者は送還可能とする、という旧法案の重大な問題点が維持されている。これ

では、難民認定率が諸外国に比べて格段に低い日本においては、迫害を受けるおそれのある地域に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」に反する結果を招来する危険が高い。日本の難民認定率の低さについては、昨年11月3日、国連自由権規約委員会も、日本に対する第7回政府報告書審査の総括所見において懸念を示し、国際基準に則った包括的な難民保護法制の導入を勧告した。送還停止効の制限は、難民保護に逆行するものであり、許されない。

また、再提出予定法案は、旧法案の「補完的保護対象者」制度が含まれているとも報じられているが、そもそも旧法案の「補完的保護対象者」は、難民条約上の「難民」の要件である迫害理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）には当てはまらないが、「迫害を受けるおそれ」のある者であり、従来の政府解釈によれば、この「迫害を受けるおそれ」とは、迫害を受ける人が迫害主体から個別的に把握されていることを要するとされる、きわめて限定的なものである。したがって、ウクライナなどの戦争地から逃れてきた者に「補完的保護対象者」制度が適用される保証はなく、政府の説明が市民の判断を誤導しかねないことは、2022年6月2日の会長声明で述べたとおりである。

そして、今回の再提出予定法案は、入管収容にあたっての司法審査や、収容期間の上限の導入に関する規定については、旧法案と同様、含まれていないと報じられている。入管収容の長

期化を防止するには、収容期間の上限を設けることが最良であるにもかかわらず、これを見送ったことは、政府が長期収容を事実上許容していると受け取らざるを得ない。また、3か月毎に収容継続の必要性を判断し、「監理措置」に移行できるか検討する仕組みを設けるとも報じられているが、入管が自ら収容の必要性を判断するという仕組みでは、公平な判断がなされる保証があるとは言いがたい。前記の自由権規約委員会の総括所見においては、収容期間に上限を設けることや、裁判所の実効的な審査が受けられるようにすることが勧告されているが、今回の再提出予定法案は、こうした国際的な人権水準に沿ったものとはなっていない。

このように、提出方針と報じられている法案は、旧法案の重大な問題点を維持したまま、再提出されようとしているものであり、難民保護、入管収容制度のいずれにおいても、国際基準に沿ったものとはなっていない。今回の法案は、外国籍者に対する深刻な人権侵害を継続するばかりか、むしろ、新たな人権侵害を生み出しかねない危険を孕んでいる。

当会は、旧法案の骨格を維持したままの法案の再提出に反対し、国際的な人権水準に沿った抜本的な入管法改正をするよう強く求める。

2023(令和5)年1月17日
東京弁護士会会長 伊井 和彦